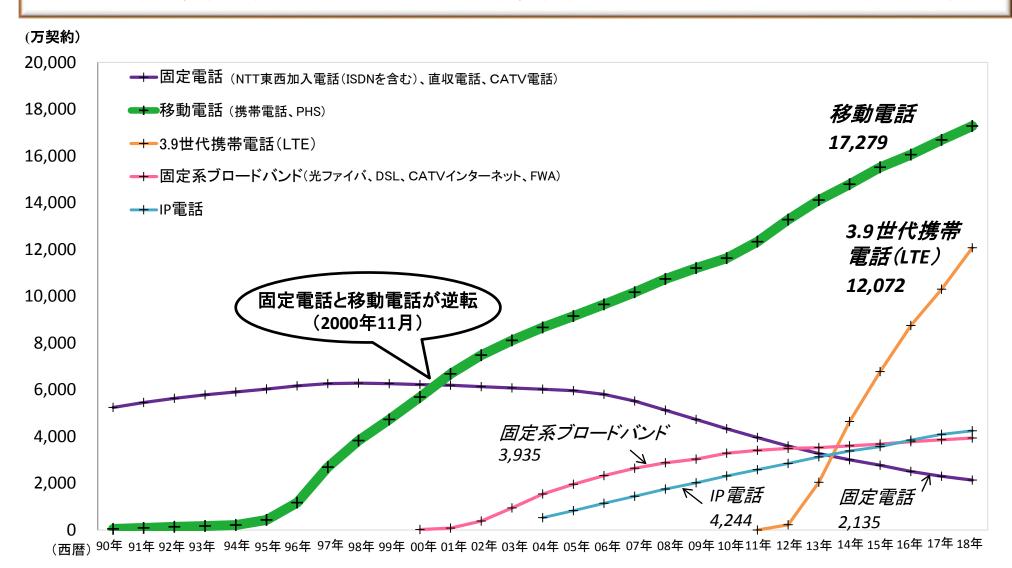
参考資料

1 モバイル市場の動向

(2018年3月31日時点)

□ 移動電話の契約件数は、2000年11月に固定電話契約数を抜き、2000年からの18年間で約3倍に増加。



注1:数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計や、図表内の数値から計算される増減率と表示されている増減率等については一致しない場合もある。以下同じ。

注2:携帯電話及び移動系通信の契約数については、特段の記載がない限り、グループ内取引調整後の数値。

(2018年6月30日時点)

IIJ

- 現在のモバイル市場は、実質的に大手携帯電話事業者(MNO)3グループに収れんしている。 MNOから設備を借りてサービスを提供する事業者(MVNO)のシェアは11.0%。
- 楽天モバイルネットワーク株式会社が2019年10月からMNOとしてサービス提供開始予定。

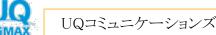
NTTドコモ(市場支配的事業者) docomo

(シェア38.5%)

KDDI グループ

(シェア27.5%)





ソフトバンク グループ = SoftBank

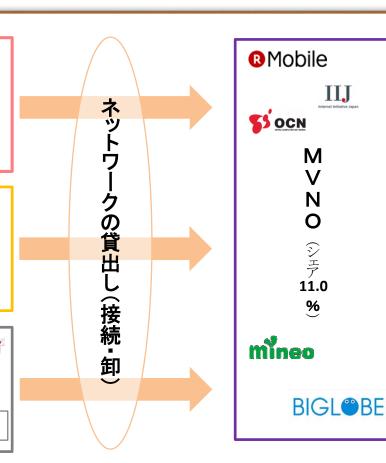
(シェア23.0%)



Wireless City Planning

楽天モバイルネットワーク

(2019年10月サービス提供開始予定)



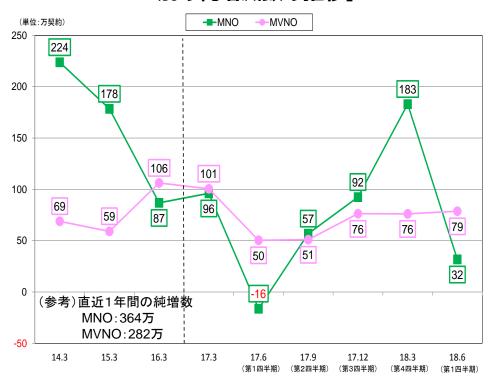
(2018年6月30日時点)

- □ MVNO サービスの契約数は、全体で1,918万(前期比+4.3%、前年同期比+17.2%)、SIMカード型で1,173万(前期比+3.8%、前年同期比+21.6%)とともに増加傾向。
- □ 直近1年間の純増数は、MNO(364万)がMVNO(282万)を上回っている。

【MVNOサービスの契約数の推移】

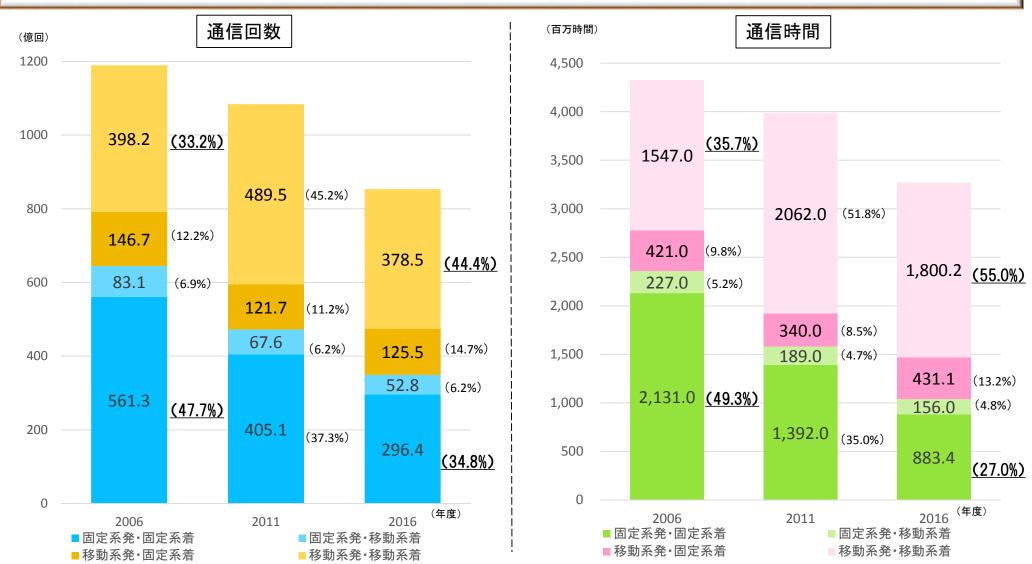


【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO 別の純増減数の推移】



※SIMカード型契約数は、MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスをSIMカードを使用して提供する形態のものを集計。契約数が3万以下のMVNOサービスは含まない。

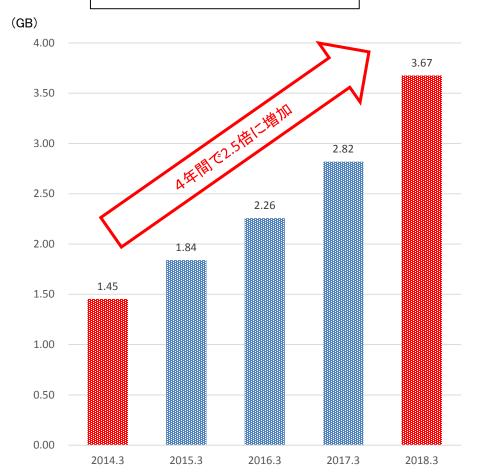
- □ 音声通信トラフィック全体としては、2006年から2016年までの10年間で減少傾向にある。
- □ 通信回数・通信時間とも固定系間通信が減少傾向・移動系間通信が増加傾向にある。



- ※1 固定系:加入電話·公衆電話·ISDN·IP電話/移動系:携帯電話·PHS
- ※2 グラフ右()内の数値は相互通信合計に対するシェア(四捨五入の関係上、各年度の合計が100%にならない場合がある)

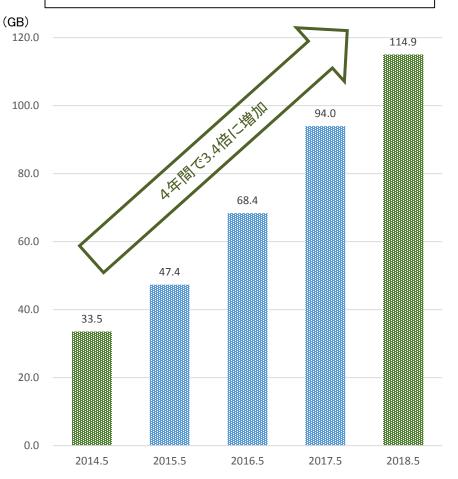
□ データ通信トラフィックについては、移動通信・固定ブロードバンドともに近年急速に増加している。

移動通信契約1件あたり



(出典)総務省「我が国の移動通信トラヒックの現状(平成30年3月分)」より作成。 (各年3月に移動通信事業者5者が計測したトラフィック量から移動通信契約 1件あたりの月間トラフィック量を推計。)

固定ブロードバンド※契約1件あたり



(出典)総務省「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計・試算」より作成。 (各年5月に協力ISP5社のブロードバンド契約者のトラヒックと、協力ISP5社の契約者数のシェアから、我が国のブロードバンド契約1件あたりの月間トラヒック量を推計。)

※ FTTH, DSL, CATV, FWA

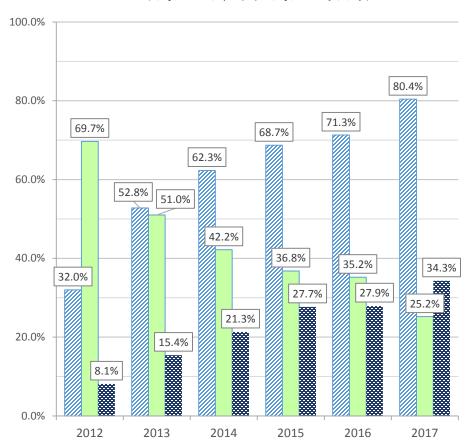
携帯電話(スマートフォン)出荷台数の推移

(万台) ■フィーチャーフォン ■スマートフォン 4,500 4,274 4,181 3,941 4,000 3,788 3,764 3,746 3,658.5 3.648.6 3,444 3,500 3.000 2,500 2,960 2,748 2,916.5 3,013.6 3,258 2.000 3,210 1,500 2,909 1,000 1,857 1,209 1,040 500 742 (年度) 0 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017

(出典)株式会社MM総研「国内携帯電話端末出荷概況」 (各年度通期の総出荷台数等からグラフを作成)

モバイル機器等の利用率

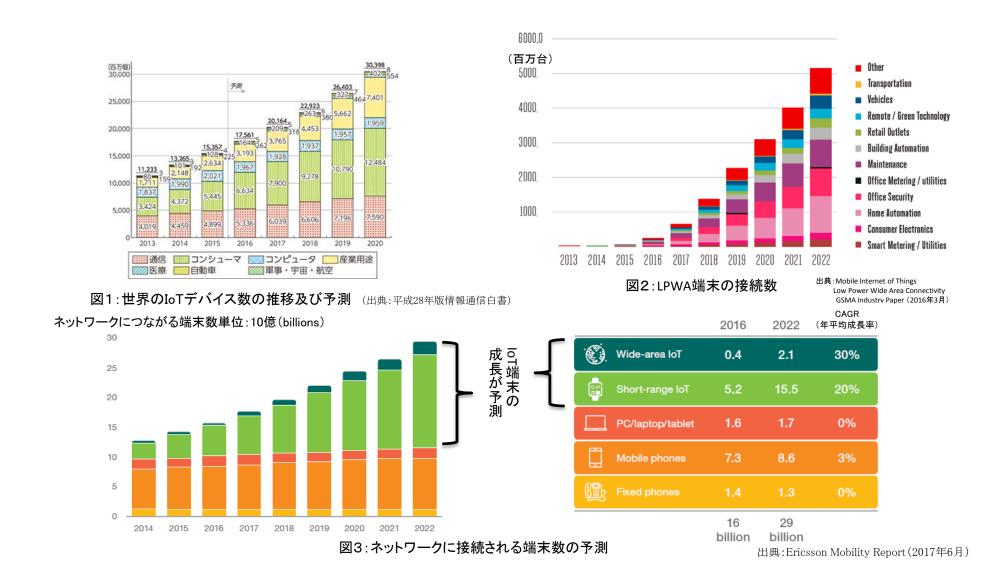
☑ スマートフォン □フィーチャーフォン 窒タブレット



(出典)総務省「平成29年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」 (「経年 モバイル機器等の利用率(全年代)」のグラフ形式を変えて引用。)

IoT時代の本格的な到来

□ 自動車、家電、ロボットなどあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな 付加価値を生み出すIoT時代の本格的な到来が期待される。



LTEのネットワークを活用したIoTサービスの進展

- □従来のスマートフォンや携帯電話といった利用形態の枠を超え、あらゆるモノがインターネットにつながるIoT時代の到来が期待。
- □セルラーLPWA*はスマートフォン等に対する通信サービスの提供と共に、IoT向けの通信サービスを提供可能な技術であり、 電力・ガス・水道等のスマートメーター、各種センサー、機器の維持管理、物流等のM2M分野のほか、ウェアラブル、医療ヘルス ケアなどの分野の活用も期待。 ※ LPWAは「Low Power, Wide Area」の略。少ない電力で広いエリアをカバーする無線通信技術の総称。









ウェアラブル端末、スマートメーター

<LTEによるIoTサービス例>

主な用途	効果
土は用述	刈未
業務用車両	車両の位置・速度、車室内の温度・湿度等の監視し、盗難防止や 積載物の品質管理等を実現
産業機械	工作機械等の稼働状況を監視し、予期せぬ稼働ストップを防止
重機・建機	建設用クレーン・掘削機器等の状態・位置を監視し、遠隔操作制 御により盗難を防止
自動販売機	機器状況、販売状況を監視し、販売機会の確保、効率的なメンテナンス支援を実現
電力・ガスメーター	自動検針、遠隔コントロールの実施
セキュリティ端末	GPSを利用して、ヒトやモノの位置をリアルタイムに把握
ハンディーターミナル	在庫管理やオーダー業務の迅速化、宅配やタクシー内等での電子 決済を実現
カーナビ	車両位置の把握、交通情報・地図情報の配信、自動通報等を実現



テータ輩 <セルラーLPWAを活用したIoTサービスイメージ>

くセルフーLPWAを活用したIOTサービスイメーシン								
	ユースケース	適用例						
	ガス・水道メータリング	電源確保が難しく電波が届きにくかったメータボックス内に設置						
	貨物追跡	電源が確保できないコンテナ等の貨物や自転車等へ取り付け						
	ウェアラブル	スマートウォッチ、バイタルセンサー等のウェアラブル端末で利 用						
	環境・農業系センサー	電源確保が難しく電波が届きにくかった山間地、河川、農地、牧場等に設置						
	ファシリティ	電波が届きにくかったオフィスビル等の電源設備室や空調機械室 等に設置						
	スマートホーム	インターネット経由での玄関ドアロック、窓の開閉監視、家電の 遠隔操作等を実現						
	スマートシティ	駐車場管理、街灯の制御、渋滞状況に応じた信号制御、ゴミ収集 等を実現						

※ 新世代モバイル通信システム委員会 基本コンセプト作業班 ワイヤレスIoTアドホックグループ (第1回) 会合資料 (古川構成員、川西構成員、上村構成員) より作成

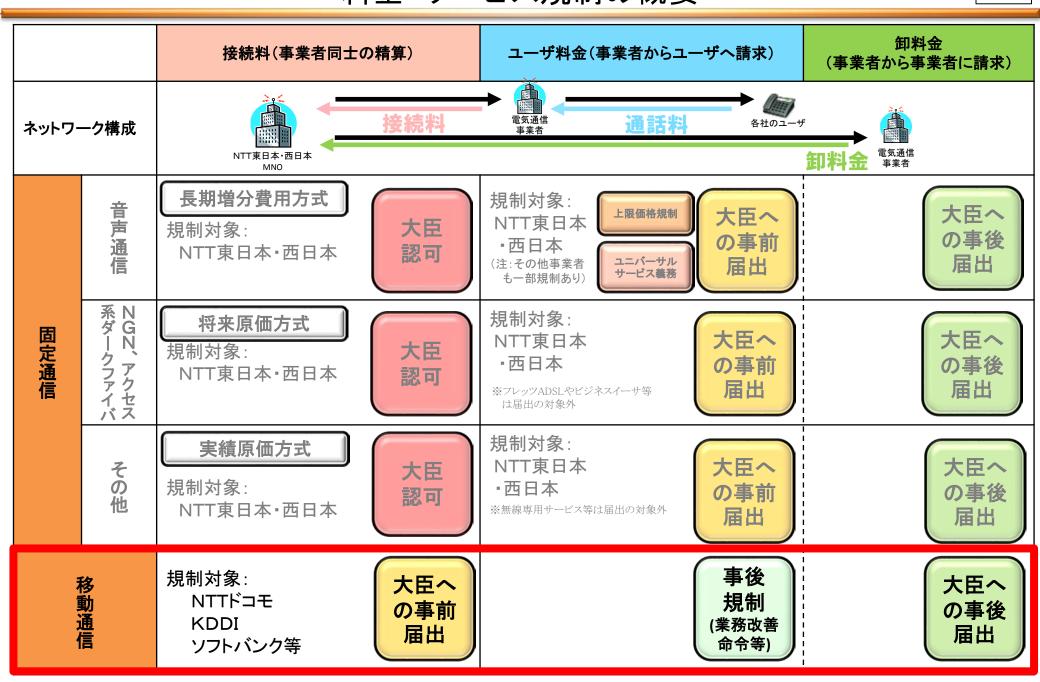
MNOによるセルラーLPWAの提供

- □ MNOは、IoT事業者向けに、従来のLTEによる回線提供サービスに加え、セルラーLPWA(※)による回線提供サービスを開始している。
 - ※ セルラーLPWA技術として、低~中速の移動に対応し、比較的伝送速度のあるCat.M1と、少量のデータ通信向けのNB-IoTの二種類が存在。

		NTTドコモ ^{※1}	KDDI	ソフトバンク※6	
通信方式		Cat.M1	Cat.M1	Cat.M1、NB-IoT	
	基本料	400円 ^{※2}	40円※4	10円	
回線当たり	内包データ量	約30MB	10KB	10KB	
月額通信料 (基本料が 最も安い例)	超過データ通信料	0.03円/KB (上限額:1,200円 ^{※2})	10円/KB	0.6円/кв	
頭で女(いがり)	下り最大通信速度	128kbps	1,000kbps	Cat.M1:800kbps NB-IoT:27kbps	
	基本料	600円※2	300円※5	200円	
回線当たり	内包データ量	約150MB	2MB	2MB	
月額通信料 (基本料が 最も高い例)	超過データ通信料 0.03円/KB (上限額:2,900円 ^{※2})		0.15円/KB	0.2円/KB	
放び同じでがり	下り最大通信速度 300kbps ^{※3}		1,000kbps	Cat.M1:800kbps NB-IoT:27kbps	
その他の費用		_	初期費用 ・ 契約事務手数料 :1,500円/回線 ・ プラットフォーム設定料 :50万円/契約	ソフトバンクのIoTプラットフォームの 利用に係る費用 • 初期費用:1万円/契約 • 月額費用:1万円/契約 ^{※7}	

- ※1 セルラーLPWA専用の料金プランの設定がないため、セルラーLPWAに対応した一般的なIoT向け料金プランを記載
- ※2 2年定期契約ありの場合 ※3 データ量3GB以降は128kbps ※4 契約回線数が500万1回線以上の場合 ※5 契約回線が1~1万回線の場合
- ※6 ソフトバンクのIoTプラットフォームと併用する場合 ※7 API利用1万コール以下、ストレージ1GB以下

2 関連制度



指定電気通信設備制度

- □ 円滑な接続を図るため、接続協議において強い交渉力を有する事業者に対する「非対称規制」として、接続応諾義務に加えて、接続料や接続条件の約款化等が義務づけ。
- □ 接続料算定の適正性向上の観点から、これまでに算定/検証の基本的枠組みが整備。

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠

設備の不可欠性(ボトルネック性)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的 に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力

指定要件

都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること

NTT東日本・西日本を指定(1998年)

業務区域ごとに

10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること

NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、沖縄セルラー (2002年)を指定

接続関連 規制

- ■接続約款(接続料・接続条件)の認可制
- ■接続会計の整理・公表義務
- (※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務

■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制

■接続会計の整理・公表義務

算 定

検

証

適正原価+適正利潤に照らし公正妥当な額 (電気通信事業法第33条4項2号)

接続料の算定方法

(第一種指定電気通信設備接続料規則(2000年11月))

接続約款の認可申請に併せて算定根拠の総務大臣への提出 (算定根拠も併せて接続約款を審議会へ諮問) (電気通信事業法施行規則(1997年11月))

接続会計の整理・公表義務 (第一種指定電気通信設備接続会計規則(1997年12月)) 適正原価+適正利潤を超えない額 (電気通信事業法第34条3項2号)

接続料の算定方法

(第二種指定電気通信設備接続料規則(2016年5月))

接続約款の届出に併せて算定根拠の総務大臣への提出 (届出のあった算定根拠を総務省にて確認) (電気通信事業法施行規則(2016年5月))

接続会計の整理・公表義務

(第二種指定電気通信設備接続会計規則(2011年3月))

電気通信事業法における「接続協定」と「卸契約」

- □ 第一種又は第二種指定電気通信設備設置事業者と「接続協定」を締結する場合、接続事業者は、接続約款に基づく接続料・接続条件で締結することとなる。
- □「卸契約」を締結する場合、事業者間の個別協議により、料金・条件等を定めることが可能。
 - ※ 第一種及び第二種指定電気通信設備設置事業者は、一定規模以上(契約数50万回線以上等)の卸契約等を総務大臣に届出。

接続協定(第二種指定電気通信設備設置事業者との場合)

選択可能

卸契約

提供/接続に係る義務

- ■提供すべき機能(接続機能)は総務省令で規定
- ■接続応諾義務あり

■どのような役務を提供するかは事業者間協議で決定

- ■提供義務なし(※1)
- ■不当な差別的取扱いは<u>業務改善命令の対象</u>
 <u>支配的事業者(NTTドコモ)の場合、特定関係法人であっ</u>
 て総務大臣が指定した者に対する不当な優遇の禁止

料金・条件に係る義務

- ■総務大臣に届け出た<u>接続約款に基づき協定を締結</u> することが必要
- ■接続料は、適正原価に適正利潤を加えた額を超え ない額とされている
- ■事業者間協議<u>により個別に契約を締結することが可</u> <u>能(</u>※2)
- ■不当な競争を引き起こすものであり、利用者の利益 を阻害するときは業務改善命令の対象

紛争処理手続

■総務大臣による協議再開命令や裁定、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁を利用することが可能

- ※1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(電気通信事業法第121条)。
- ※2 ただし、第一種及び第二種指定電気通信設備設置事業者は、卸役務の提供の業務について届出が必要(電気通信事業法第38条の2)。

電気通信役務の利用者料金規制の基本的枠組み

- □ 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則、事前規制がかかっていない。
- □ ただし、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務等の役務については、一定の規制。
- □ 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令を課すことができる。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象:電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)

公衆電話(第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報)

光P電話(加入電話を提供する者のOAB~J番号を使用する音声伝送役務で、

基本料金額が一定の条件のもの)



具体的な規制内容

契約約款を作成し、 総務大臣に届出

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者(NTT東日本・西日本)が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例:NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線

・フレッツ光・フレッツ I SDN・ひかり電話 等



保障契約約款を作成し、

総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例:NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話



プライスキャップ規制の

対象

全ての電気通信役務

競争事業者の

- •電話(通話)
- FTTH
- · ADSL
- ISDN
- 専用サービス
- P電話(OAB~J-IP電話^{*1}及びO5O-IP電話)
 ※1 基礎的電気通信役務に該当するOAB~J-IP電話を除く

携帯電話、PHS、インターネット接続サービス 等

指定電気通信役務

(保障契約約款届出対象役務)

(ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、 それらの設備を用いて提供するサービスであって、 他の電気通信事業者による代替的なサービスが 十分に提供されない電気通信役務)

NTT東日本・西日本の

- FTTHフレッツ光、フレッツ光ネクスト>
- 専用サービス <-般専用サービス 等>
- OAB~J-IP電話 < ひかり電話>※2
- その他 <フレッツ I SDN 等>
 - ※2 ひかり電話のうち、加入電話に相当するものは、 基礎的電気通信役務にも該当

基礎的電気通信役務(契約約款届出対象役務)

(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務)

競争事業者の

- 電話
 - (加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)
- 加入電話に相当するOAB~JーIP電話
 (加入電話を提供する者のOAB~」暦号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの

NTT東日本・西日本の加入電話に相当するOAB~J-IP電話(基本料)

(加入電話を提供する者のOAB~J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの)

NTT東日本・西日本の【ユニバーサルサービス交付金制度の補てん対象】

- 加入電話(加入者回線アクセス、緊急通報)
- •第一種公衆電話※3(市内通話、離島特例通話、緊急通報)
 - ※3 戸外における最低限の通信手段として設置(市街地においては500m四方に1台、それ以外の地域においては1km四方に1台設置。)されている公衆電話(全国で10.9万台)

特定電気通信役務

(プライスキャップ規制対象役務)

(指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務)

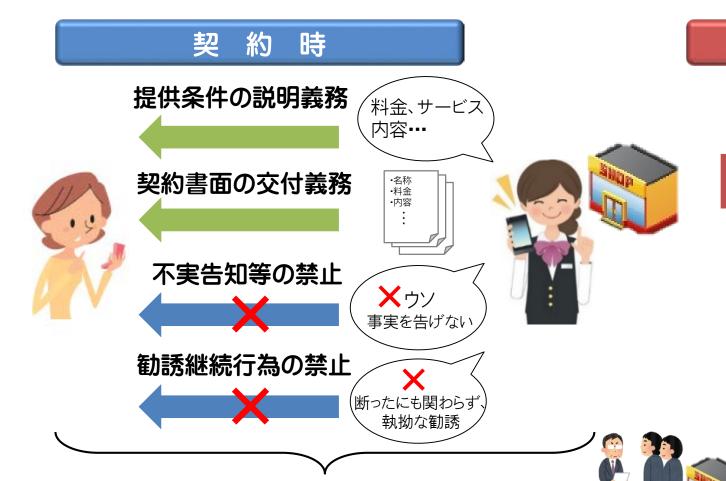
NTT東日本・西日本の

- •加入電話(市内通話、県内市外通話等)
- ISDN(加入者回線アクセス、市内通話、県内市外通話)
- 公衆電話(基礎的電気通信役務以外)

NTT東日本・西日本の

• その他 <フレッツADSL 等>

- □ 電気通信サービスの料金の事前規制の原則廃止に伴い、消費者保護ルールを整備(2004年)。
- □ サービスの多様化・複雑化を背景にして増加しつつある苦情・相談への対応や、消費者トラブルの防止のため、消費者保護ルールを強化(2016年)し、事業者の取組状況についてモニタリングを実施。



契約後

初期契約解除制度※

契約書面受領後8日以内

事業者の 合意なく 解約

苦情等の処理義務



苦情·相談



トラブル

代理店に対する指導等の措置義務

契約前の説明義務(1)

□ **電気通信事業者及び媒介等業務受託者**(代理店)は、利用者と契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、料金その他の提供条件の概要について説明をしなければならない。

対象範囲

- 対象として指定された電気通信役務のうち、付加的な機能を除いた部分。オプションも除く。
 - ただし付加的機能・オプションでもあっても有効な意思の表示がないのに加入させることは不適切。
- 法人契約、自動締結契約、都度契約、接続・共用契約、一定の変更・更新契約は除外。
- 事業者の連絡先・名称等
 - 電気通信事業者の連絡先・名称等、媒介等業務受託者の連絡先・名称等
- 電気通信役務の内容
 - ▶ 名称、種類(施行規則別表)、品質、提供を受けることができる場所、緊急通報に係る制限、 青少年フィルタリングサービス、帯域制御等その他の通信制限 料金その他の経費の例

基本 説明事項

説明方法

- 通信料金等
 - ▶ 料金その他の経費(割引を含む)、割引の適用期間等の条件
- 契約変更・契約解除に関する事項
 - 契約変更・解除の連絡先・方法
 - 契約変更・解除の条件等(一定期間に限り無償解約できる、解除時に生じる違約金額、セット販売全体の解除で違約金が生じる旨等)

基本料金

通話料金

事務手数料

工事費、機器レンタル料 割引、キャッシュバック・・・

データ通信料金・インターネット接続料金

- 初期契約解除制度に関する事項(制度適用の場合)、確認措置に関する事項(措置適用の場合)
- 共通事項: 平均的な消費者が理解することができると推定できる程度に理解しやすい内容及び方法
- 原則的方法: 説明事項を分かりやすく記載した書面を交付して説明。
 - 代替的方法: 利用者が了解したときは、電子メール、ウェブサイト、DM等の広告、電話でも可能。

契約前の説明義務(2)

- 提供条件の説明は、利用者の知識、経験、契約の締結の目的に照らして、利用者に理解されるために必要な方法・程度によることが必要。
- 利用者がその利用実態等に対応した料金プランを選択できるよう、事業者において適切な説明を実施。
- 利用者の属性を把握し判断する方法について、事業者において規定。
- その他、高齢者、障がい者、未成年者等のように特に配慮が必要と考えられる利用者に対する説明の方法、 知識・経験が十分とする利用者に対する説明の方法の例示あり。

【望ましい例】高齢者に対し、専用資料を用意し、本人の意思に応じて丁寧かつ詳細な説明を行うこと。

【不適切な例】通話のみを利用していた高齢者に対し、通常の説明のみでタブレット契約等を勧誘し、不要と考え られるような大容量・高額のデータ通信プランを推奨すること。

● 携帯電話の「2年縛り」等、利用者の申出がない限り行われる契約更新で、更新後の中途解約違約金の額が基本料金額を超えるもの(=自動更新)については、提供条件の説明として、次の事項を通知することが必要。

自動更新をしようとする旨

自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨

自動更新後の契約期間

自動更新時の 事前通知

適合性の

原則

自動更新後の違約金の額 | 更新中止の手続きの方法 | 更新中止可能な具体的期間

- ※この他、自動更新に伴い変更する基本説明事項がある場合はその事項の内容を併せて通知必要
- ※主要な携帯電話サービス以外のサービスについては、施行後半年間、適用を猶予(準備期間)
- 電子メールで通知する場合、上記太枠の内容は電子メール本文に記載。その他はリンク先で容易に確認。
- 更新中止が可能な期間が到来する前に通知必要。
- 種類を変更するときは全ての基本説明事項を説明。
- 利用者からの申出で変更する場合、電気通信事業者の申出で利用者に不利な変更をする場合は、変更される基本説明事項を説明。

変更時 の説明

3 事業者間関係

- □ 第二種指定電気通信設備設置事業者の接続料については、電気通信事業法第34条第3項において、 「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」が上限とされ、その具体的算定方 法は「電気通信事業法施行規則」及び「第二種指定電気通信設備接続料規則」(二種接続料規則)にお いて規定。
- □ 事業者からの接続料の届出の後、届出と同時に提出される算定根拠をもとに総務省にて検証。

アンバンドル機能

以下の4機能について、接続約款への記載、料金設定が義務づけられている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

接続料設定の原則

● 接続料の上限を規定

電気通信事業法において、適正原価+適正利潤を接続料の上限として規定。

- 接続料の算定方法を規定
- 二種接続料規則において、適正な原価、適正な利潤、需要の考え方を規定。

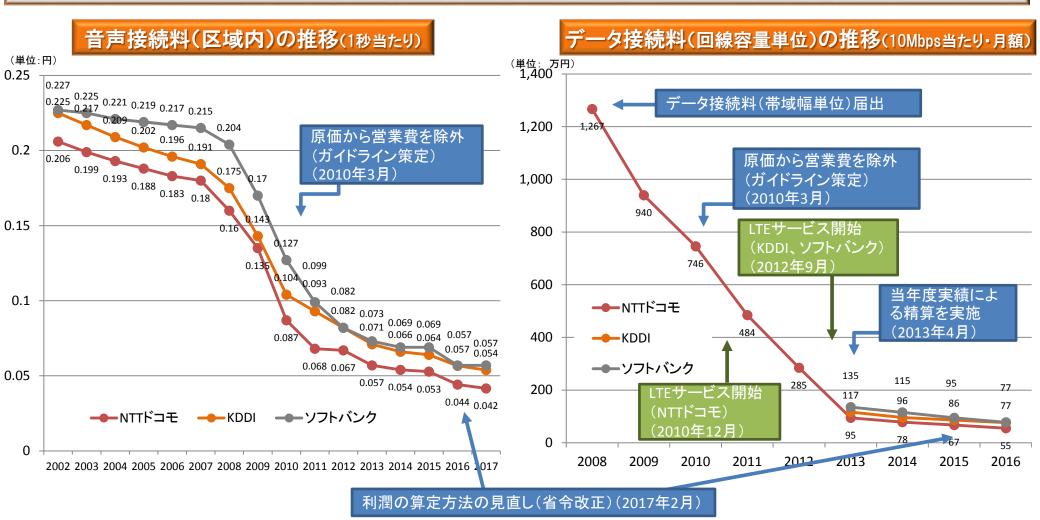
適正な利潤 = 他人資本費用 + 自己資本費用 + 利益対応税

● 総務大臣に提出する算定根拠の様式を規定

電気通信事業法施行規則において、接続料算定の適正性を検証するための算定根拠様式を規定。

第二種指定電気通信設備制度における接続料の推移

- □ MVNOが支払うデータ接続料は、これまで一貫して減少。
- □ 2013年度から2016年度までの3年間では、約34~43%の減少。



^{※1 2015}年度の音声接続料及び2014年度のデータ接続料の値は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。

^{※2 2016}年度の音声接続料からソフトバンクは区域内外の区別を廃止した。

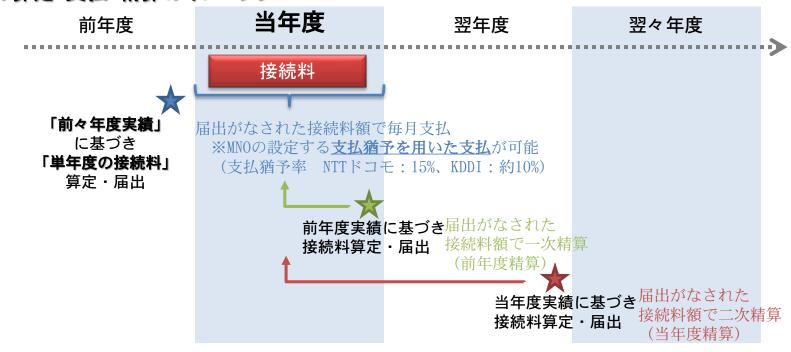
第二種指定電気通信設備制度における接続料の算定方式

□ 接続料の精算については、二種接続料規則等の規定により、<u>原則、前年度実績に基づき算定された接続料による精算(前年度精算)</u>とされており、接続料の「急激な変動」があると認められる場合にあっては、当年度実績に基づき算定された接続料による精算(当年度精算)とされている。

<支払・精算の流れ>

- ① 前々年度実績に基づき算定された接続料により、毎月の支払いが行われる。
- ② 当該年度末頃、前年度実績に基づく接続料が算定され、これにより一次精算(前年度精算)が行われる。
- ③ 翌年度末頃、当年度実績に基づく接続料が算定される。接続料の「急激な変動」があると認められる場合は、これにより二次精算(当年度精算)が行われる。
- □ データ伝送交換機能に係る接続料については、ガイドラインにおいて「当面、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する」とされており、当年度精算が行われている。

<接続料の算定・支払・精算のイメージ>



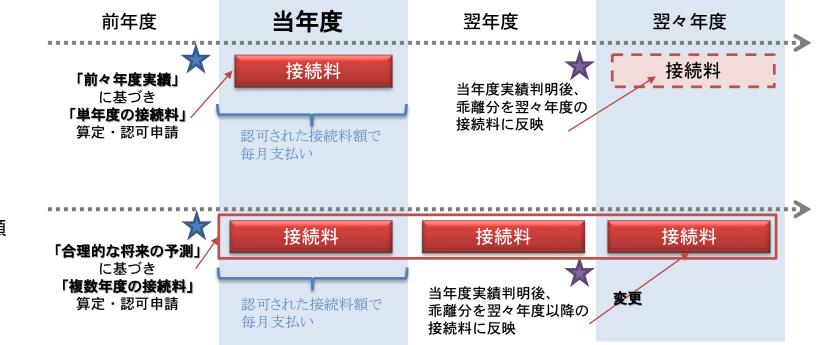
第一種指定電気通信設備制度における接続料の算定方式

	算定方式	算定方式の概要	対象となる主な接続機能
実際費用方式	実績原価方式	・前々年度の実績需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分 を翌々年度の費用に調整額として加算	・加入者回線(ドライカッパ、ラインシェアリング) ・中継光ファイバ回線 ・専用線 ・公衆電話 等
	将来原価方式	・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 ※接続料の急激な変動を緩和する必要があるときにも適用 ・原則5年以内の 予測需要・費用に基づき算定	・加入者回線(光ファイバ)・NGN
長期	開増分費用方式 (LRIC)	·仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期+当年度上期の通信量を使用	•電話網(加入者交換機等)
	者向け割引料金 ャリアズレート)	・小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする	·ISDN加入者回線(INS1500) ·専用線

<接続料の算定・支払・調整のイメージ>

実績原価方式の例

将来原価方式の例 (特例許可による乖離額 調整を実施した場合)



「接続協定」と「卸契約」について

設備を接続する場合

- □ 第二種指定電気通信設備制度においては、MVNOがMNOのネットワークに設備を接続する形態の場合(データ伝送交換機能等)には、電気通信事業法上は「接続協定」か「卸契約」をMVNOが選択可能。
- □ データ伝送交換機能の場合、「卸契約」でも接続約款と同一の料金等の条件が提示されていることが多く、多くのMVNOが「卸契約」で当該機能を利用している。

(月額)

接続協定 (接続約款)	552,075円/10Mbps
卸契約 (卸契約約款)	552,075円/10Mbps

設備を接続しない場合

- □ 他方、MVNOがMNOのネットワークに設備を接続しない形態の場合(080/090による音声通話等)には、「卸契約」のみが可能。
 - ※ 卸契約の料金(NTTドコモの例(定期利用契約、2001回線以上契約の場合)) (月額)

卸契約 基本料金:666円/回線 音声通信料:14円/30秒

□ 電気通信事業法第34条第3項第1号ロの第二種指定電気通信設備設置事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき「総務省令で定める機能」は、二種接続料規則第4条第1項に規定。

アンバンドル機能(二種接続料規則第4条)

- 1 音声伝送交換機能
- 2 データ伝送交換機能
 - ※接続料は、次の3部分に区分して算定
 - アイ、ウ以外の機能
 - イ 回線管理機能
 - ウ SIMカード提供機能
- 3 番号ポータビリティ転送機能
- 4 ショートメッセージ伝送交換機能

※アンバンドル機能は、①他の事業者から要望があること、②技術的に可能であること、③二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であることの要件を満たした場合に設定。

開放を促進すべき機能(ガイドライン)

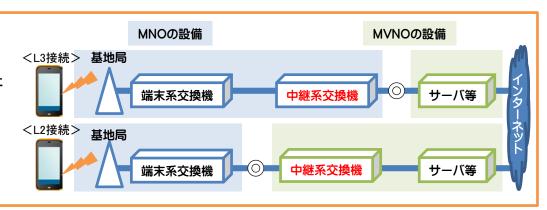
- 1 料金情報提供機能
- 2 携帯電話のEメール転送機能
- 3 パケット着信機能
- 4 端末情報提供機能
- 5 HLR/HSS連携機能

※左記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、左記②、③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に設定。

機能開放等の例

データ伝送交換機能(L2(レイヤ2)接続機能)の開放

- L2接続では、L3接続と異なり「中継系交換機」をMVNOが管理・運営。同交換機は、IPアドレスの配布や認証、セッション管理といった機能を担っており、MVNOのサービス設計の自由度が高くなる。
- 2007年の総務大臣裁定を踏まえ、2010年、ガイドラインにおいて「アンバンドルすることが望ましい機能」に設定(現在は二種接続料規則においてアンバンドル機能に設定)。



HLR/HSS(加入者管理機能)連携機能の開放

- 加入者管理機能(※)は、SIMカードに記録されている携帯電話番号や加入者識別番号のほか、端末の所在地、顧客の契約状況等を管理するデータベースであり、個別のSIMカードによるネットワーク利用を認証・制御。MVNOが設置することにより、独自料金体系による国際ローミングサービスの提供、IoT用の耐久性の高いSIMカードの発行等が可能となる。
 - HLR (Home Location Register) / HSS (Home Subscriber Server)
- 2016年、ガイドラインにおいて「開放を促進すべき機能」に設定。

データ伝送交換機能における接続料算定区分設定

- データ伝送交換機能による通信を成立させるために不可欠な構成 要素である制御系の機能(回線管理機能)やSIMカードの提供につ いては、接続約款には接続料の記載がなされていたが、具体的な 算定方法が定められていなかった。
- 2017年、接続料の適正化を図るため、二種接続料規則において、 これらの接続料を算定するための区分を設定。

【データ伝送交換機能に係る接続料算定区分(二種接続料規則)】

接続料算定区分	接続料の単位
1 2及び3以外	回線容量
2 回線管理機能 ※ 伝送路設備に関する情報の管理及び 端末の認証その他これらに付随するもの	回線数
3 SIMカードの提供に係るもの	SIMカードの枚数

4 利用者関係

消費支出における通信費の推移(月平均)

9,711

(3.0%)

(年額)

116,532円

2017年の消費支出 (月平均) (円) (単位:円) 消費支出総額 313,05 上下水道料 **18,992** 300,000 5,324 1.7% その他の消費 (6.1%)支出57,557 ガス代等 通信費 食料 79,261 (通信料+通信機器+ 5,730 1.8% 18.4% 25.3% インターネット接続料) 14,046 電気代 (4.5%)200,000 10,111 3.2% 移動電話通信料 消費支出総額 (年額) 家事:家事用品 31万3,057円 168,555円 11,291 3.6% 交通32,969 10.5% 保健医療 11,5913.7% 100,000 教養娯楽 2,859 被服及び履物 28,797 9.2% 教育 (0.9%)13,814 4.4% 19,083 インターネット接続料 住居 18.53% 6.1% 1,685(0.5%)固定電話通信料 5.9%

うち

移動電話通信料 14,046 4.5%

注:2000年及び2001年はインターネット接続料の調査結果がないため、2002年のものを記載。

半期(年度)ごとの推移(単位:円)

(円)

25,000

20,000

15,000

10.000

5,000

0

341,896

10,529

(3.1%)

6,029

(1.8%)

3,126

(0.9%)

843(0.3%)

	2014	年度	2015	2015年度		2016年度		年度
	上期 (4~9月)	下期 (10~3月)	上期 (4~9月)	下期 (10~3月)	上期 (4~9月)	下期 (10~3月)	上期 (4~9月)	下期 (10~3月)
消費支出	306,651	324,032	312,563	314,957	303,596	315,206	307,900	318,135
移動通信料 (消費支出に 占める割合)		12,661 (3.91%)	12,980 (4.15%)	13,438 (4.27%)	13,725 (4.52%)	14,023 (4.45%)	13,962 (4.53%)	14,082 (4.43%)

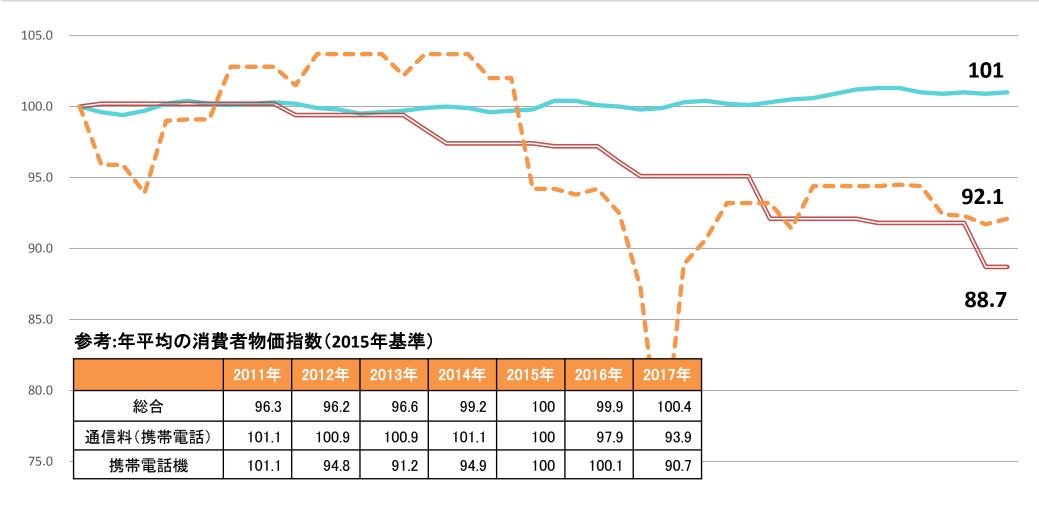
注: 各期の数値は、月当たりの平均値を記載。

固定電話通信料 1,685円 (0.5%) インターネット接続料 2,859円 (0.9%) 移動電話通信料 14,046円 (4.5%) 通信機器 402円 (0.1%) 計(通信費) 18,992円 (6.1%)

通信料等

18,992 6.1%

(出典)総務省「家計調査」から作成



70.0

2015年2月 2015年8月 2016年4月 2016年10月 2017年1月 2017年4月 2017年5月 2017年10月 2018年1月 2018年2月 2018年5月 2018年6月 2018年7月 2015年1月 2015年3月 2015年5月 2015年6月 2015年7月 2015年9月 2015年10月 2015年11月 2015年12月 2016年1月 2016年2月 2016年3月 2016年5月 2016年6月 2016年7月 2016年8月 2016年9月 2016年11月 2016年12月 2017年2月 2017年3月 2017年6月 2017年7月 2017年8月 2017年9月 2017年11月 2017年12月 2018年3月 2018年4月

-総合

通信料 (携帯電話)

- 携帯電話機

(出典)総務省統計局「消費者物価指数」

(月額、税抜。2018年9月30日時点)

	(万 版、元成。2010年3月30日刊3万元)								
	会社名	N T	Γドコモ	KDDI			ソフトバンク		
	立主流信	カケホーダイプラン (国内通話かけ放題) 2,700円		カケホ (国内通話かけ放題) 2,480円 2,700円		定額オプション (国内通話かけ放題) 2,70		2,700円	
音声通信 基本料*1 ((2年契約)		カケホーダイライトプラン (1回5分以内の国内通話かけ放 1,700円 題)		スーパーカケホ (1回5分以内の国 1,480円 1,700円 内通話かけ放題)		1,700円	準定額オプション (1回5分以内の国内通話かけ放 題)		1,700円
	L	シンプルプラン(従量料金	金) 980円	シンプル (従量料	シンプル (従量料金) 980円 -		道話基本プラン(従量料金) 1		1,200円
	ネット接続料	300円			300円		300円		
	用途	段階制定額	定額	段階制定額	定	額	段階制定額	定額	į* 3
	~1GB	2,900円		1,700円		2,900円 ^{※4}	2,480円		
デ	~2GB	4 000TI		2,700円	_	3,500円 ^{※5}	4,480円 5,980円		
	~3GB	4,000円	_	3,700円		4,200円			
連	~5GB	5,000円		4,700円		5,000円	ליוטאפ,כ	_	.
タ通信料※ラ	~20GB	7,000円	6,000円	5,700円	4,720円	6,000円			
2	~30GB		8,000円		6,720円	8,000円	6,980円		
	~50GB		_	_	-	_		5,98	0円
	追加	1,000	円/1GB	550円/	0.5GB、1,000F	円/1GB	550円/0.5GB、1,000円/1GB		GB
F	・ 月々サポート等 可		不	可	可※6	不可*7	不可	·* 7	
	合計	4,180円 ~10,000円	7,280円 ~11,000円	2,980円 ~8,480円	6,000円 ~9,500円	4,900円 ~11,000円	3,980円 ~8,480円	7,48	0円
d	(参考) ocomo with ^{※8} 適用の場合	2,680円 ~8,500円	5,780円 ~9,500円		_			_	

- ※1 カケホーダイライトプラン、スーパーカケホ及び準定額オプションは、1回の通話が5分を超えた場合、通話従量料金(20円/30秒)が発生。
- ※2 月間データ利用量が契約容量を超過した場合は、月末まで通信速度が送受信時最大128kbpsに制限される。速度制限の解除にはデータ量の追加購入が必要。
- ※3 対象の動画サービスやSNSはデータ容量の消費なく利用可能。※4 スーパーカケホとの組合せのみ可。※5 カケホとの組合せのみ可。※6 1GBプランの場合、月々サポート等の適用不可。
- ※7 2年契約なし(通話基本プラン:3,900円、準定額オプション:4,400円、定額オプション:5,400円)を選択した場合は、月々サポート等の適用可。
- ※8 特定の端末の購入を条件に恒常的に毎月1,500円割引を行うもの。ただし、月々サポート等の適用は不可。

注 記載の金額は各種割引を考慮していない。各社とも家族割(家族で加入した場合に家族内通話に係る通話料を割引(一部事業者では月額料金から一定額を割引))、学割(学生が加入した場合に学生本人やその家族の月額料金から一定額を割引)、月々サポート(端末を購入した場合に月額料金から一定額を割引)、そのほか期間限定キャンペーンなどの割引あり。

大手携帯事業者3社の割引例

(2018年9月27日時点)(月額、税抜)

	割引名	概要	割引額	備考
NTTドコモ	ずっとドコモ割プラス	パケットパック、dポイントクラブのステージに応じ、料金を割引	家族100~2,500円/月 一人100~ 800円/月 ※dポイント進呈も選択可能	契約するパケットパックにより割引額が 異なる。
	端末購入サポート	購入機種の利用及び適用条件の契約の継続を条件として、機種の購入代金の一部を割引	約3万円〜10万円 (機種や新規/MNP/機種変更 によって異なる。)	2年契約の解約金とは別に、12か月 以内に新たな機種の購入、指定プラン以外への契約変更や解約を行っ た場合、概ね1.5万~4万円の解除 料が発生。
KDDI	iPhone キ゛カ゛トクキャンヘ゜ーン	対象機種を新規契約(他社からのお乗りかえ含む)・機種変更でご購入と同時に「auフラットプラン」にご加入を条件として割引	1年間 auフラットプラン20/30 520円/月 auフラットプラン25 Netflixパック 1,020円/月	H30.9.14~H30.11.30のキャンペーン。 対象機種はiPhone8以降。
	スマホ応援割 機種変更・新規契約と同時に「aut゚タット プラン」「auフラットプラン」に加入を条件として割引		1年間 1,000円/月	機種変更は端末購入必要。新規契約(MNP含む。)は端末購入不要。 auピタットプラン(シンプル)を選択した場合 は、スマホ応援割は適用されない。
	iPhone MNP au購入 サポ [°] ート	MNPでiPhone7・iPhone 8を購入し、2 年契約で「auピタットプラン」「auフラットプラン」 の加入を条件として割引	iPhone8 45,000円 iPhone7 35,000円	2年契約の解除料とは別に、12か月 以内に指定プラン以外への契約変 更や解約を行った場合、概ね1万~3 万円の解除料が発生。
ソフトバンク	ギガ使い放題キャン ペーン+	新規契約又は機種変更し、「データ定額 50GB プラス」の加入を条件として割引	1,000円/月 (2019年4月請求分まで)	端末購入不要。 H30.9.6~H30.11.30のキャンヘ [°] ーン。
	1年おトク割 新規契約又は機種変更し、「データ定額 50GB プラス」「データ定額ミニモンスター」の加入を条件として割引		1年間 1,000円/月	端末購入不要。
	USIM単体専用割	持込み端末で、通話基本プラン・2年契 約なし(3,900円/月)で契約すると割引	2年間 3,000円/月	1年おトク割は適用されない。

主要MVNOの料金プラン(データ通信+音声)例

(2018年10月1日時点)(月額、税抜)

(2018年10月1日時点)(月額、稅扱)											
:社名) (楽天	楽天 モバイル)	インターネット イニシアティブ			NTT コミュニケー	 'τ	イ・オプティ	ヘコハ		グローブ BEモバイル)
シンド名)	従来プラン ※1	スーパーホーダイ ※2	(IIJmio) ※1※3	従来プラン	おしゃべりプラン ぴったりプラン ※4	ションズ (OCNモバイル ONE)	(mineo)			セレクトプラン ※1	スマホ まる特プラン
500MB	_	_	-	_	_	_	700	0円	790円	_	_
1GB	_	_	-	_	2,980円	_	_	_	_	700円※5	2,980円
2GB	_	2,980円	_	_	_	_	-	_	_	_	_
3GB	900円 (3.1GB)	_	900円	980円	3,980円	1,100円	900	900円		900円	3,480円
4GB	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
5GB	1,450円	_	_	_	_	_	_		_	_	_
6GB	_	3,980円	1,520円	_	_	1,450円	1,580円		1,670円	1,450円	3,980円
7GB	_	_	_	_	5,980円	_	_		_	_	_
8GB	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_
9GB	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
10GB	2,260円	_	_	_	_	2,300円	2,52	20円	2,610円	_	_
12GB	_	_	2,560円	1	_	_	_		_	2,700円	5,980円
14GB	_	5,980円	_	1	_	_	_	_	_	_	_
20GB	4,050円	_	_	1	_	4,150円	3,98	80円	4,070円	4,500円	7,480円
24GB	_	6,980円	_	1	_	_	_	_	_	_	_
30GB	5,450円	_	_	_	_	6,050円	5,90	00円	5,990円	6,750円	8,980円
基本料	700円	込み※6	700円	700円	込み※7	700円	610円	700円	960円	700円	込み※8
通話料	20円/30秒	20円/30秒※9	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒※9	20円/30秒		20円/30和	·····································	20円/	/30秒※9
用回線)	ドコモ/KDDI	ドコモ	ドコモ/KDDI	k	(DDI	ドコモ	KDDI	ド⊐モ	ソフト バンク	ドコモ	E/KDDI
計	1,600円~	2,980円~	1,600円~	1,680円~	2,980円~	1,800円~			1,750円~	1,400円~	2,980円~
	500MB 1GB 2GB 3GB 4GB 5GB 6GB 7GB 8GB 9GB 10GB 12GB 12GB 14GB 24GB 24GB 30GB 基本料 通話料	(楽天 従来プラン ※1 5000MB — 1 1GB — 2GB — 3GB 900円 (3.1GB) 4GB — 5GB 1,450円 6GB — 7GB	びた名) 従来プラン スーパーホーダイ ※2 500MB	(楽天モハイル)	(楽天モハイル) インターネット インターネット インターネット インターネット インターネット (Usinio) ※1 ※3	(楽天下パル)	(東天ドバル)	(以来ナライン	(東来アバル)	(安天下バル)	(東大でイル)

※1 KDDI回線はデータ通信専用SIMの申込不可。※2 通信量がデータ容量を超えた場合でも最大1Mbpsで通信可能。※3 3,100円/月で+20GB、5,000円/月で+30GBの大容量オプションも提供。※4 500円/月でデータ容量が3倍になる増量オプションも提供。※5 音声通話SIMのみ利用可。※6 指定アプリから発信した場合、10分以内かけ放題。※7 5分以内かけ放題又は無料通話30分~/月を含む。※8 指定アプリから発信した場合、10分以内かけ放題又は無料通話90分/月 ※9 無料通話分超過時の従量料金。 注:期間限定のキャンペーンや特定の条件を満たした場合のみ適用される割引等は除く。

主要MVNOの音声定額オプション(例)

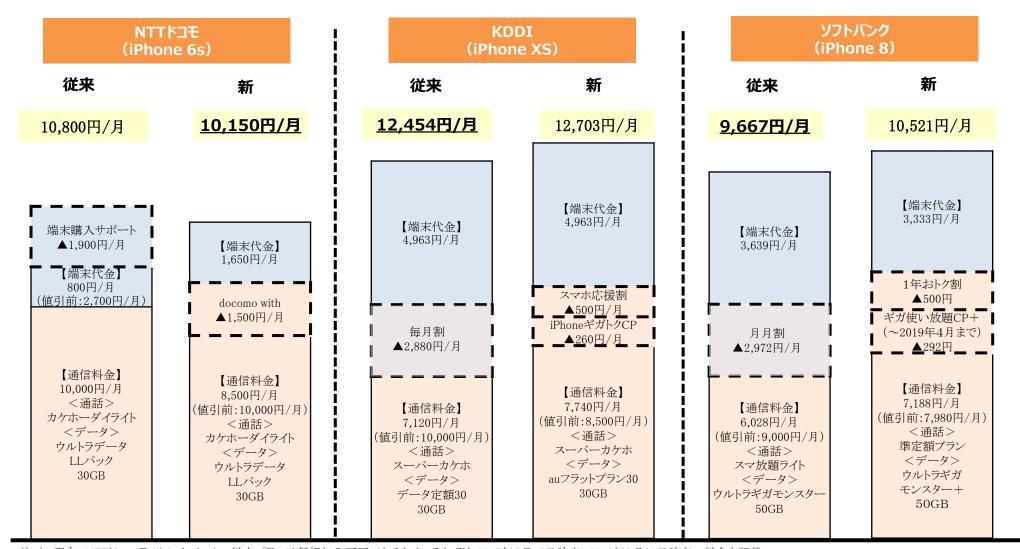
□ 主要MVNOは、通常の料金プランに加え、オプション等として以下の音声定額サービスを提供。

(2018年10月1日時点)(月額、税抜)

提供事業者 【音声定額オプション等】	オプション等料金	通話時間制限
楽天 楽天でんわ 10分かけ放題 by 楽天モバイル* ¹ 2018年7月1日提供開始	850円 (データ通信・通話プラン料 1,600円~/月が別途必要)	10分以内かけ放題 (超過時10円/30秒)
インターネットイニシアティブ ① 誰とでも3分 家族と10分*1 2016年9月1日提供開始 ② 誰とでも10分 家族と30分*1 2017年5月1日提供開始	① 600円 ② 830円 (データ通信・通話プラン料 1,600円~/月が別途必要)	① 3分以内かけ放題 ② 10分以内かけ放題 (超過時:10円/30秒) 〈同一契約者名義間通話の場合〉 ① 10分以内かけ放題 ② 30分以内かけ放題 (超過時:10円/30秒)
NTTコミュニケーションズ ① OCNでんわ 10分かけ放題オプション*1 2017年2月1日提供開始 ② OCNでんわ トップ3かけ放題オプション*1 ③ OCNでんわ かけ放題ダブル*1 2017年9月1日提供開始	①② 850円 ③ 1,300円 (データ通信・通話プラン料 1,800円~/月が別途必要)	① 10分以内かけ放題 (超過時:10円/30秒) ② 国内通話料上位3番号へかけ放題 (上位3番号以外への通話:10円/30秒) ③ ①及び②
ケイ・オプティコム ① 通話定額30・60*2 2016年6月1日提供開始 ② mineoでんわ 10分かけ放題*1 2017年10月1日提供開始	① 840円・1680円 ② 850円 (データ通信・通話プラン料 1,310円~/月が別途必要)	① 30分・60分/月までかけ放題 (超過時20円/30秒) ② 10分以内かけ放題 (超過時:約9円/30秒)
ビッグローブ ① 通話パック60・90*1 2015年10月1日・2018年4月2日提供開始 ② 3分・10分かけ放題**1 2016年10月27日・2018年4月2日提供開始	①② 600円・830円 (データ通信・通話プラン料 1,400円~/月が別途必要)	① 30分・60分/月までかけ放題 ② 3分・10分以内かけ放題 (超過時:9円/30秒)

- ※1 中継電話設備を介して提供するもの。発信の際に事業者識別番号の追加が必要(アプリで省略可)。
- ※2 大手携帯電話事業者から卸売を受けた音声サービスを利用してMVNOが独自の料金を設定し、提供するもの。利用時に特別な手順は不要。

■ 新規契約でiPhoneを購入し、2年間利用した場合における月々の支払額を、いわゆる分離プランと従来プランで比較(NTTドコモ: iPhone 6s、KDDI: iPhone XS、ソフトバンク: iPhone 8)。

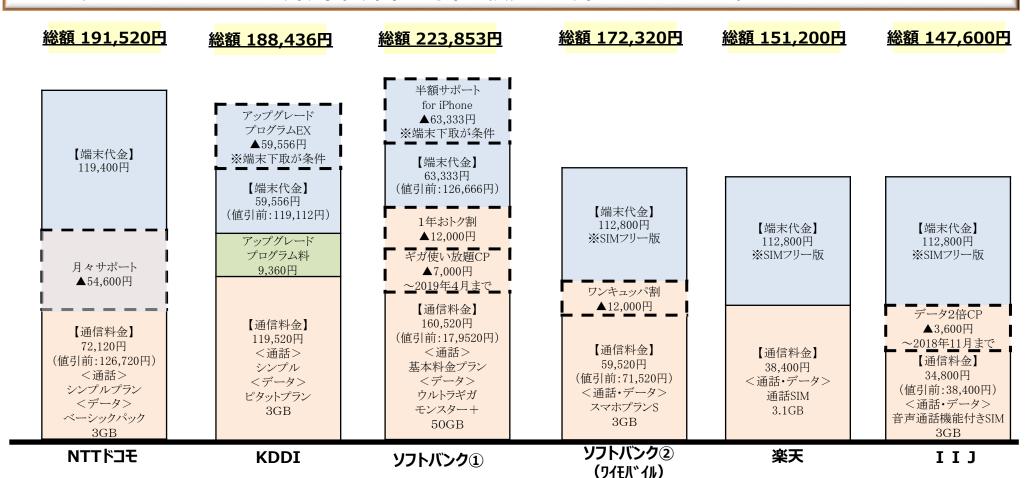


注1) 現在、NTTドコモ及びソフトバンクの従来プランは新規加入不可であるため、それぞれ2017年6月15日時点、2018年9月20日時点の料金を記載。

注2) 一定期間のみ発生する割引は、2年間に均等に割り振る形で、月額料金に反映。

(税抜。2018年9月22日時点)

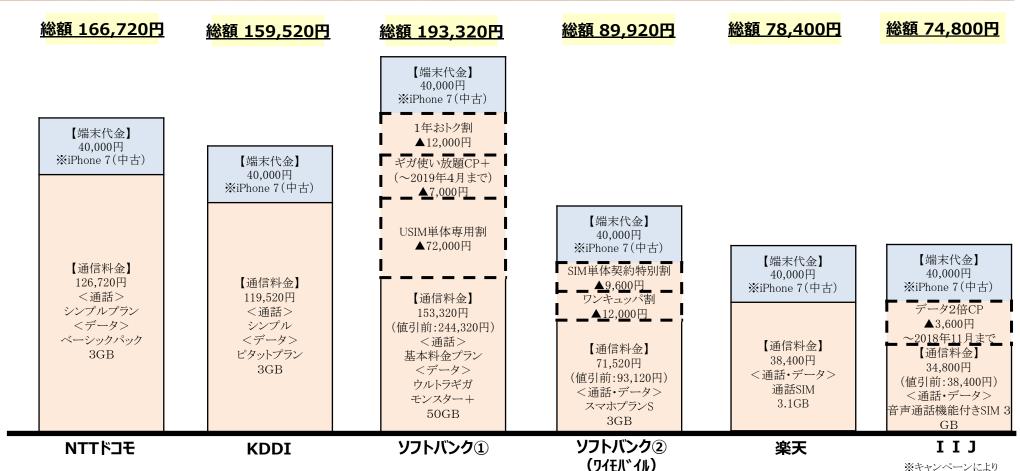
- □ 各事業者と新規契約する場合において、次の条件に当てはめた2年間の支払総額は以下のようになる。
 - iPhone XS(64GB)を新品で購入。
 - 3GBで最も安くなるプランを選択。
 - 通話し放題は原則として適用しない。
 - ・ 光ファイバーとのセット割、家族割等の対象が限定的な割引は適用しない。



※ギガ使い放題CP+は、2019年4 月までの期間限定。 ※最大300回1国内通話10分無料。 容量が3GBとなるのは2年間のみ。 ※キャンペーンにより6か 月間データ容量倍増

(税抜。2018年9月22日時点)

- □ 各事業者と新規契約する場合において、次の条件に当てはめた2年間の支払総額は以下のようになる。
 - iPhone7を中古を40,000円(税抜)で購入。
 - 3GBで最も安くなるプランを選択。
 - 通話し放題は原則として適用しない。
 - ・ 光ファイバーとのセット割、家族割等の対象が限定的な割引は適用しない。



注: iPhone7の価格は、リユースモバイル・ジャパン「2018年4-6月 リユースモバイル通信端末の買取/販売概況」より作成。

※最大300回1国内通話10分無料。 容量が3GBとなるのは2年間のみ。 ※キャンペーンにより 6ヶ月間容量倍増

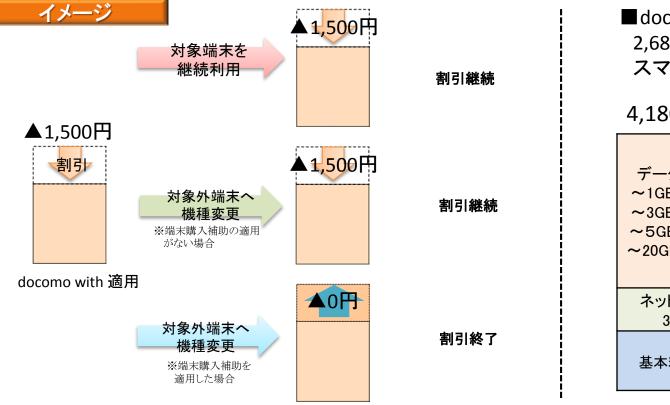
- □ NTTドコモは、2017年6月1日から、料金プラン docomo with を提供。
- □ 契約時に特定の対象端末の購入が必要ではあるものの、その後は他の端末に変更しても、 恒常的に毎月1,500円を割引く(※)プラン。

cf:端末購入補助は、時限的割引

□ 対象端末は、

iPhone 6s 32GB(39,600円)、Galaxy Feel(33,600円)、AQUOS sense(28,200円)、MONO(23,400円)、らくらくスマートフォン(36,000円)、arrows Be(31,200円)、LG style(37,200円)

※端末購入補助を受けて他の端末に変更した場合を除く。



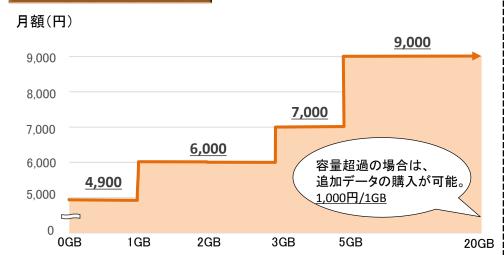
■docomo withを利用した場合、 2,680円/月(1GB利用の場合)で スマートフォンを利用可能。

4,180円~/月 2,680円~/月 ▲ 1,500円 データ通信料 ~1GB:2.900円 データ通信料 ~3GB:4.000円 ~1GB:2,900円 ~5GB:5.000円 ~3GB:4,000円 ~20GB:7.000円 ~5GB:5.000円 ~20GB: 7.000円 ネット接続料 ネット接続料 300円 300円 基本料:980円 基本料:980円

(税抜。2018年9月1日時点)

- □ NTTドコモは、2018年5月25日から、実際のデータ使用量に応じた定額料金が自動的に適用される「ベーシックパック」及び「ベーシックシェアパック」を提供。
- □ ベーシックパック^{※1}の料金は、4,900円(~1GB)~9,000円(5~20GB)。データ使用量によっては、従来プランよりも高額となる場合もある。
- □ ベーシックシェアパック※1の料金は、8,500円(~5GB)~17,000円(15~20GB)。
- □「ベーシックパック」と音声従量の基本プラン「シンプルプラン」を組み合わせた場合、4,180円(~1GB)から利用可能。
 - ※1 5分以内かけ放題(2年契約)の場合。ベーシックパックにおいて音声通話が従量制の場合の料金は4,180円~8,280円。

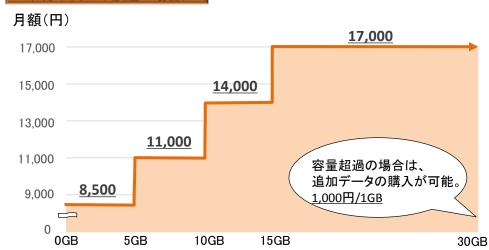
ベーシックパック (5分以内かけ放題の場合)



※1 ドコモ回線継続利用期間若しくは6ヶ月間のdポイント獲得数及びデータ使用量に応じて、更に100円~800円割引。

※2 対象の固定通信サービスとセットで利用した場合、データ使用量に応じて、更に100 円~800円割引。

ベーシックシェアパック (5分以内かけ放題の場合)



- ※1 ドコモ回線継続利用期間及びデータ使用量に応じて、更に900円~1,200円割引。
- ※2 対象の固定通信サービスとセットで利用した場合、データ使用量に応じて、更に800円 ~1,500円割引。(税抜。2018年9月30日時点)

KDDI「ピタットプラン、フラットプラン」の概要

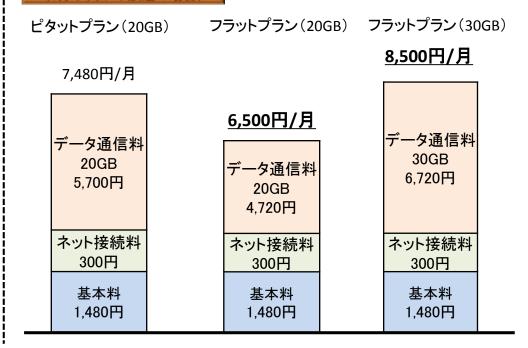
- □ KDDIは、2017年7月14日から、実際のデータ使用量に応じた定額料金が自動的に適用される「ピタットプラン」及び20GBまたは30GBのデータ定額型料金の「フラットプラン」を提供。
- □ 端末購入を条件とする割引ではなく、通信料金を恒常的に値下げするもの。
- □ ピタットプランの料金は、3,480円(~1GB)~7,480円(5~20GB)※
- □ フラットプランの料金は、6,500円(20GB)、8,500円(30GB)※
 - ※5分以内のかけ放題、2年間契約の場合。ピタットプランにおいて音声通話が従量制の場合の料金は2,980円~6,980円。

(5分以内かけ放題の場合) 月額(円) 5GB以上使用する場合、 フラットプランの方が低廉。 8.000 7,480 6,480 7.000 6.000 5,480 5.000 4,480 容量超過の場合は、 4.000 3,480 追加データの購入が可能 1.000円/1GB 3.000 0GB 1GB 2GB 3GB 5GB 20GB

ピタットプラン

注1 機種変更・新規契約と同時に本プランに加入した場合、1年間、更に1,000円割引。 注2 対象の固定通信サービスとセットで利用した場合、1GB、2GBでは更に月額500円割引、3GB~20GBでは更に月額1,000円割引。

フラットプラン (5分以内かけ放題の場合)



注1 機種変更・新規契約と同時に本プランに加入した場合、1年間、更に1,000円割引。 注2 対象の固定通信サービスとセットで利用した場合、更に月額1,000円割引。

- □ ソフトバンクは、2018年9月6日から、対象の動画サービスやSNSが使い放題となる「ウルトラギガモンスター+」及び実際のデータ使用量に応じた定額料金が自動的に適用される「ミニモンスター」を提供開始予定。
- □ いずれの新プランも、端末購入補助を伴わない、いわゆる「分離プラン」。 ※2年契約なしを選択した場合は、「月月割」が適用される。

ウルトラギガモンスター+

(5分以内かけ放題の場合)

ミニモンスター ウルトラギガモンスター+ (50GB) (50GB)

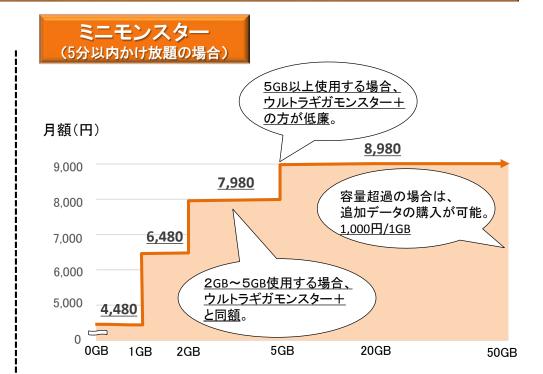
8,980円/月

ブータ通信料
50GB: 6,980円データ通信料
50GB: 5,980円ネット接続料
300円ネット接続料
300円基本料
1,700円基本料
1,700円

- ※1 ウルトラギガモンスター+は、対象の動画サービスやSNSを、データ容量の消費なく利用可能。
 - <対象サービス>

YouTube, AbemaTV, TVer, GYAO!, Hulu, LINE, Instagram, Facebook

- 注1 機種購入時、2年契約を選択した場合、1年間、更に1,000円/月割引。
- 注2 対象の固定通信サービスとセットで利用した場合、更に1,000円/月割引。
- 注3 「みんな家族割+」(家族2人なら一人につき500円/月、家族3人なら一人につき1,500円/月、家族4人以上なら一人につき2,000円/月割引)の対象プラン。
- 注4 5分以内かけ放題プラン(2.000円/月)のほかに、かけ放題プラン(3.000円/月)、従量プラン(1.500円/月)を選択可能。



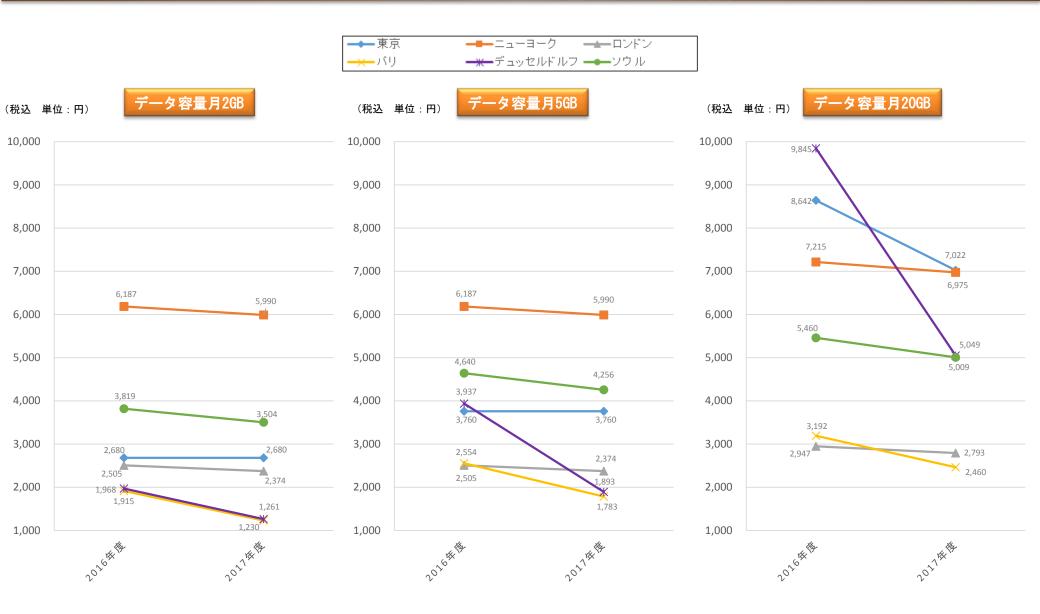
- ※1 フィーチャーフォンからスマホに切替えた利用者は、1年間、更に1,980円/月割引。
- ※2 データ定額プランの2GBについては、5分以内かけ放題との組合せ不可のため、 かけ放題との組合せ。

(税抜。2018年9月30日時点)

- □ シェア上位3事業者(サブブランドを含む)が提供する料金プランのうち、最も安いポストペイド型 の一般利用者向けのもの(新規契約の場合)について、通話時間・データ通信量等の利用モデル (※)に係る月々の支払額を比較。
 - (※)日本の利用実態を基にしたモデル(通話は月70分、メールは利用月155通、データ通信量は月2GB/月5GB/月20GB)で比較。
- □ 東京の支払額は、2GB、5GBでは中位の水準、20GBでは高い水準となっている。

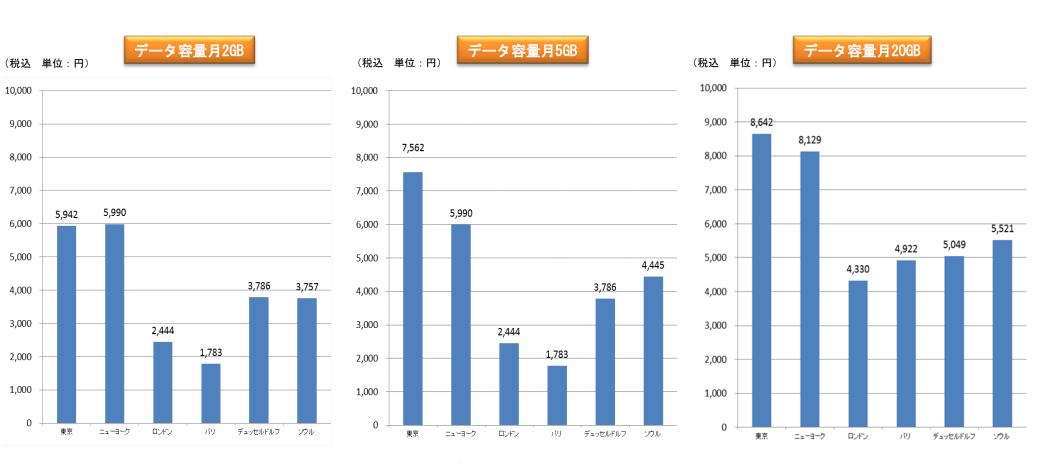


(出典)総務省「電気通信サービスに係る内外価格差調査(平成29年度調査結果)」

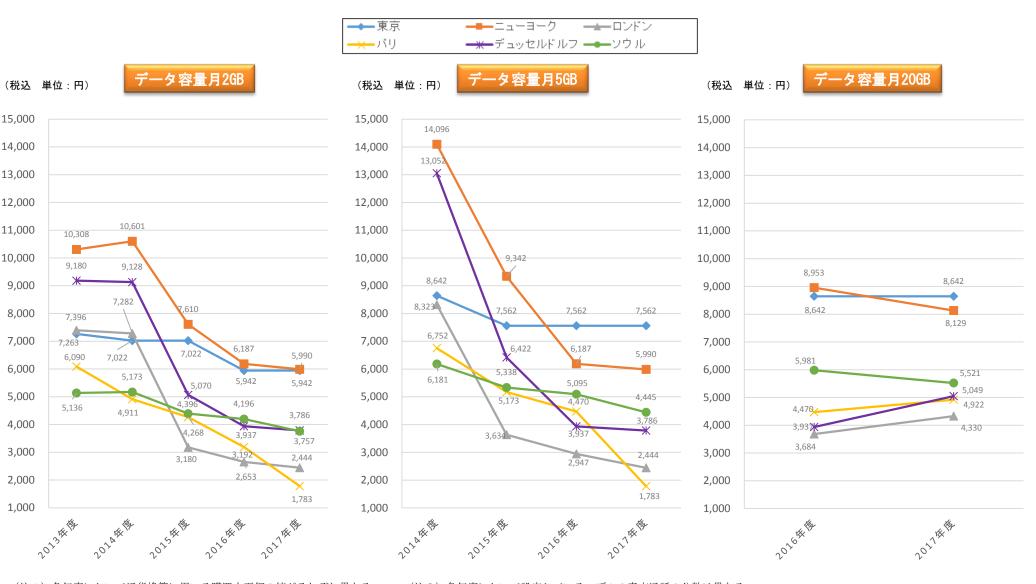


(注) 各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。

- □ スマートフォン(MNO)について、各都市における最もユーザシェアの高い事業者(メインブランド) の料金プランで比較。
- □ 東京の支払額は、2GB、5GB及び20GBのいずれにおいても高い水準となっている。



(注)東京は、長期利用した場合、グラフの金額から最大648円(データ容量月2GB・利用年数15年以上の場合)又は最大864円(データ容量月5GB又は20GB・利用年数15年以上の場合)の割引が適用される。



(注1) 各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。

(注2) 各年度において設定しているモデルの音声通話の分数は異なる。

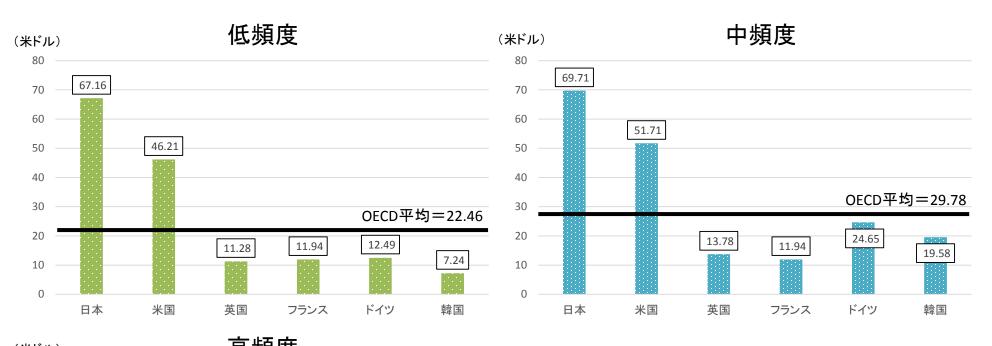
⁽注3)シェアの変動により、年度によって対象事業者が異なる場合がある。

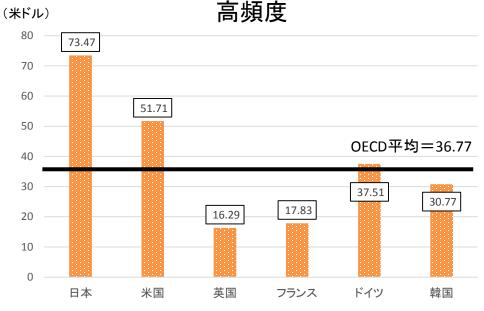
⁽注4) 2013年度において東京は音声通話料金従量制のプランとなっており、同年度の東京の支払額は同年度のモデルの音声通話の分数を使用したもの。

⁽注5) データ容量月5GBは2014年度から、データ容量月20GBは2016年度から通信料金を調査している。 (注6) 2013年度及び平2014年度は各年12月時点の通信料金を調査している。

⁽注7) 2016年度においてデュッセルドルフではデータ容量月20GBプランを提供していなかったため、提供プランの中で最も容量が多い (15GB) プランで比較。

携帯電話通信料の国際比較(OECD調査)





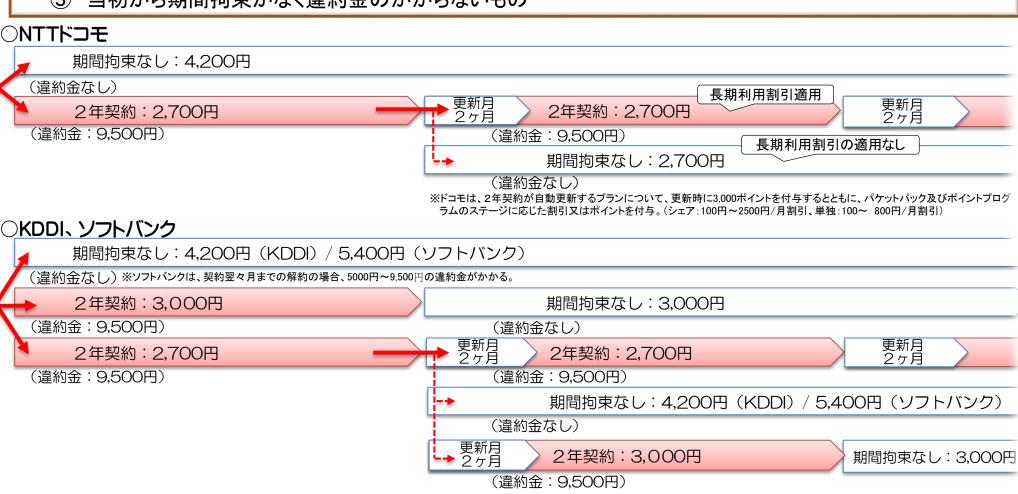
※ 日本は通話量が無制限かつデータ量が一定のプランが選択されているなど、携帯電話通信料は各国において様々な体系が存在することから、ある程度の幅を持ってみる必要がある。

(備考) 1. OECD「OECD broadband statistics」(May 2017)により作成。

- 2. 低頻度は、100calls + 0.5GB/month 中頻度は、300calls + 1GB/month 高頻度は、900calls + 2GB/month
- 3. 通貨換算は購買力平価による。2017年の購買力平価は1ドル=99.6円等 (OECD. stat)。

大手携帯電話事業者における期間拘束・自動更新を伴う契約

- 大手携帯電話事業者各社は、利用期間拘束に関して次の3種類の料金プランを提供。
 - 利用期間拘束(9,500円の違約金を伴う)が2年ごとに自動で更新されるもの
 - 2年経過後はいつでも違約金なく解約できるもの
 - 当初から期間拘束がなく違約金のかからないもの



また、期間拘束のないプランを除き、更新時に3.000ポイントを付与するとともに、利用年数に応じて割引又はポイント付与。 (通信料を、3年利用で1%割引~15年利用で5%割引)

に応じてポイントを付与。

※KDDIは、2年契約が自動更新するプランについて、更新時に3.000円のギフト券を付与。また、いずれのプランについても、利用年数

※ソフトバンクは、期間拘束がないプランの場合のみ、端末購入補助(月々割)が適用される。

期間拘束のない契約の見直しの動き

- □ ソフトバンクは、2018年9月より、期間拘束がない場合の料金を月1,200円値上げ。
- □ あわせて、①期間拘束のない通話基本プランへの加入及び②加入時に端末を購入しないことを条件に、 2年間毎月3,000円を割り引く「USIM単体専用割」を提供開始。

【期間拘束の内容別の各社の料金】

(4)(C)(-5)(-5)(-5)(-5)(-5)(-5)(-5)(-5)(-5)(-5							
	NTTドコモ	端末購 入補助	KDDI	端末購 入補助	ソフトバンク	端末購 入補助	
2年契約	2,700円	0	2,700円	0	2,700円	×	
2年契約後 期間拘束なし	2,700円	0	3,000円	0	3,000円	×	
					5,400円	0	
期間拘束なし	4,200円	0	4,200円	0	2,400円(2年間のみ) (H30/9/6~ USIM単体専用割キャンヘ゜ーン)	×	

○ソフトバンク(USIM単体専用割キャンペーン適用時)

期間拘束なし: 5,400円→2,400円(2年間のみ)

(違約金なし)

2年契約:3,000円

(違約金:9,500円)

2年契約:2,700円

(違約金:9,500円)

期間拘束なし: 5,400円

期間拘束なし:3,000円

(違約金なし)

更新月 2ヶ月 2年契約:2,700円

(違約金:9,500円)

#888# ±±± = = 10

期間拘束なし:5,400円→2,400円(2年間のみ)

(違約金なし)

更新月 ・→ 2ヶ月

2年契約:3,000円

期間拘束なし:3,000円

更新月

2ヶ月

(違約金:9,500円)

※ソフトバンクは、期間拘束がないプランの場合のみ、端末購入補助(月々割)が適用される。 また、期間拘束のないプランを除き、更新時に3,000ポイントを付与するとともに、利用年数に応じて割引又はポイント付与。

説明義務等の遵守状況(期間拘束契約関連)

- □ ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合において、法令遵守状況について実地調査を実施し、その結果を「平成29年度消費者保護ルール実施状況のモニタリング(評価・総括)」として2018年7月に公表。
- □ あわせて、当該結果を踏まえ、調査対象の電気通信事業者に対し、利用者への説明の実施状況等について、 その改善を求める指導を実施。
- □ MNOサービスでは、「2年縛りプラン以外の料金プランが紹介されなかった例」が平均36%、「解約月の基本料金は日割りされない旨について説明がなかった例」が平均40%あった。

2. 法令遵守状況について(実地調査結果等)

- (2) 実地調査の結果概要
- - は、天秋1日17月~9~2 下皮ノノーフラン Jと送が、するツノ Clast N、2 下柱間 皮に、煙が止め、マラン CD分析り Cではフラン (C1/2) I すること 送が N Cでる の 日は、 Cツ/日ツ 加月 かのプラルで J 距断
 - ※ 全く言及のないケースのほか、「他の料金プランもあるが、料金が割高なのでこちらをご案内させていただく」として2年縛りプランのみを説明しているケースあり。

(参考)利用者アンケートにおいて、当初から縛りのないプランの説明がなかったとする回答の割合:73%(3社全体。以下同じ。)、2年後フリープランの説明がなかったとする回答の割合:57%

- ② 自動更新の説明がなかった例:全体平均27% 【昨年調査:58%】
 - ※ 全く言及のないケースのほか、「2年更新」といった言及があるのみで、(申し出ない限り)自動で更新されることの説明がないケースあり。 (参考)利用者アンケートにおいて、自動更新の説明がなかったとする回答の割合:20%
- ③ 更新月の説明がなかった例:全体平均22% 【昨年調査:58%】
 - ※ 全く言及のないケースのほか、「更新月」といった言及があるのみで、その意味(違約金なしに解約できること)又はその期間等について説明がないケースあり。

(参考)利用者アンケートにおいて、更新月の説明がなかったとする回答の割合:28%

④ 違約金又は具体的な違約金の額について説明がなかった例:全体平均15%

(参考)利用者アンケートにおいて、違約金の説明がなかったとする回答の割合:12%

⑤ 解約月の基本料金は日割りされない旨について説明がなかった例:全体平均40% 【昨年調査:76%】

(参考)利用者アンケートにおいて、解約月の基本料金は日割りされない旨について説明がなかったとする回答の割合:35%

- ※ サンプル数が限られるため、本調査結果については、必ずしも一律に当該事業者の全体傾向を示しているとは判断できないことに留意が必要。
- ※ 数値は各項目に掲げる事例に該当した調査件数の割合(サービス内容等が事業者によって異なるため項目によっては母数が異なる)

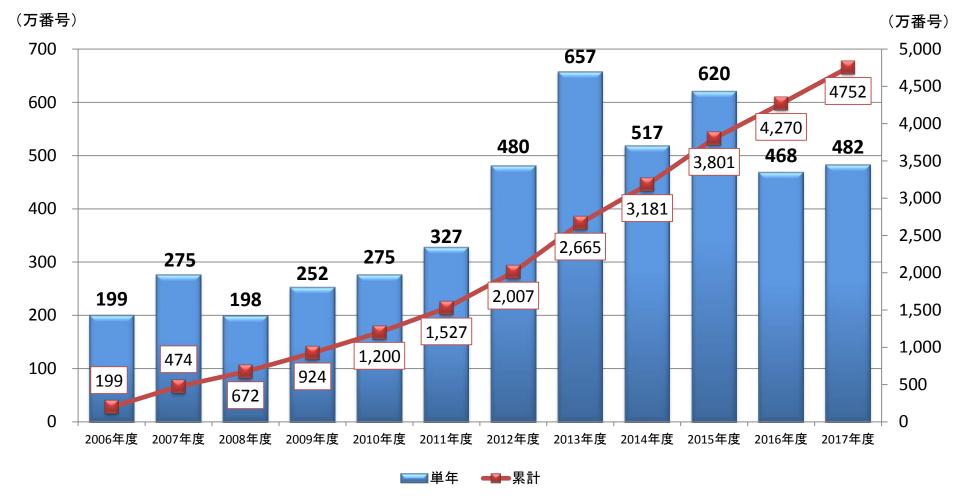
大手携帯電話事業者による主なバンドルプランの現状

	(税抜。2018年9月19日時点)						
		N T T ドコモ	KDDI	ソフトバンク			
	施策	ドコモ光	①auひかり等 ②auスマートポート	①SoftBank 光 ②SoftBank Air			
12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1		携帯電話のデータ通信契約に応じて、100円~3,500円/月割引	携帯電話のデータ通信契約に応じて、500円~2,000円/月割引	携帯電話のデータ通信契約に応じて、500円~1,000円/月割引			
インターネット 回線	契約 期間	契約期間2年(自動更新)、違約金8,000円〜13,000円 / 契約期間なし	①契約期間3年(自動更新)、違約金15,000円 / 2年(自動更新)、違約金9,500円 / 契約期間なし ②契約期間2年(自動更新)、違約金9,500円 / 契約期間なし※割引が適用されない	①契約期間5年(自動更新)、違約金15,000円 / 2年(自動更新)、違約金9,500円 / 契約期間なし ②契約期間2年(自動更新)、違約金9,500円			
	施策	ドコモ光電話 (参考記載)	ホームプラス電話	おうちのでんわ			
固定		割引等なし	携帯電話及びWi-Fiルータとセットで利用することで、830円/月割引	携帯電話等とセットで利用することで、480円/月割引			
電話	契約 期間	契約期間なし	契約期間なし	契約期間なし			
	施策	-	auでんき	おうちでんき			
電気	特典		携帯電話等とセットで利用することで、毎月の電気料金に応じて、電気料金の1%~ 5%をポイントで還元	携帯電話等1回線ごとに、2年間100円/月、3年目以降50円/月割引			
	契約期間		契約期間1年(自動更新)、違約金なし	契約期間1年(自動更新)、違約金500円			
	施策		①中電ガス for au ②関電ガス for au	-			
ガス	特典		①携帯電話及びauでんきとセットで利用することで、ガス料金の2%をポイントで還元②携帯電話及びauでんきとセットで利用することで、ガス料金を3%割引	_			
	契約 期間	_	①契約期間2年(自動更新)、違約金なし ②契約期間1年(自動更新なし)、違約金なし				
	施策	ドコモ サイクル保険	auの生命ほけん	ソフトバンクかんたん保険			
保険	特典	携帯電話契約者のみ加入可	携帯電話とセットで利用することで、最大60か月間、200円/月割引	携帯電話契約者のみ加入可			
	契約 期間	契約期間1年(自動更新)、違約金なし	特定の契約期間なし	契約期間1年(自動更新なし)、違約金なし			
	施策	-	Wi-Fiルータ	Wi-Fiルータ			
端末 (Wi-Fiルータ等)	特典	1	携帯電話のデータ通信契約に応じて、500円~1,000円/月割引	携帯電話とセットで利用することで、933円/月割引			
(WILLING)	契約 期間	_	契約期間及び違約金は、Wi-Fiルータ提供事業者による	契約期間2年(自動更新)、違約金なし / 契約期間なし			
	施策	dTVチャンネル	auスマートパス	Yahoo!プレミアム			
コンテンツ	特典	携帯電話とセットで利用することで、300円/月割引	端末によっては毎月割が増額	Yahoo!ショッピング利用時のポイントを10倍還元等			
	契約期間	契約期間なし	契約期間なし	契約期間なし			
	施策	dカード GOLD	au住宅ローン	-			
その他	特典	毎月、携帯電話料金の10%をポイントで還元	携帯電話とセットで利用することで、最大60か月間、500円/月割引	_			
	契約期間	契約期間なし	特定の契約期間なし	_			

注)携帯電話の契約とセットで割引になるか、携帯電話の契約がないと契約できないサービスについて記載。

出典:各社HP

□ MNP[※]の利用数は、2008年度から2013年度まで増加していたが、2014年度には減少し、 近年は横ばい。2017年度は482万番号となっている。



注)MNP (Mobile Number Portability):電話番号を変更せずに携帯電話事業者を乗換える制度。2006年10月より開始。

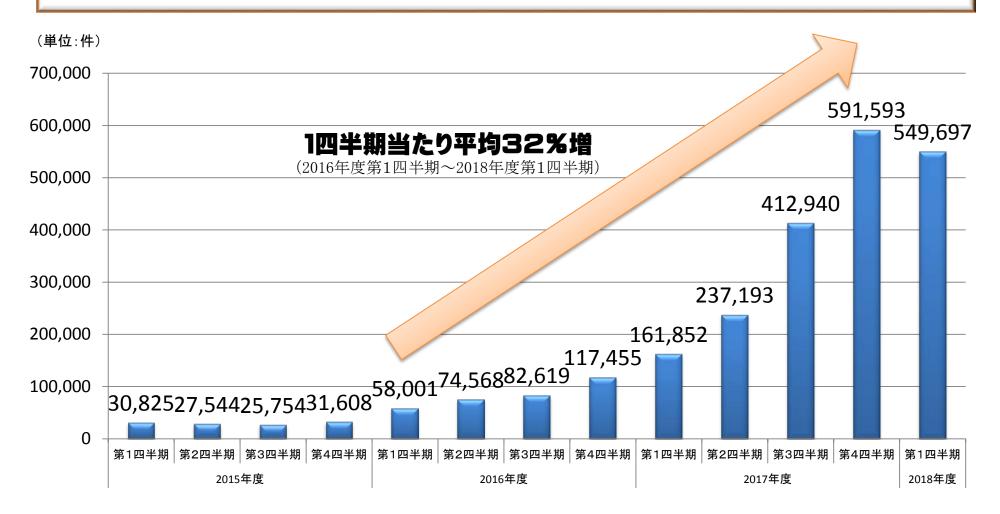
出典:電気通信事業報告規則等に基づく報告(2013年度以前の数値は任意のアンケートに基づく報告値)

各社SIMロック解除対応状況

(税抜。2018年10月1日時点)

						(1)41/20	2010十10月1日时杰/
事業者	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク (ワイモバイルを含む)	UQコミュニケー ションズ	ビッグローブ ※2017年11月からSIMロック 端末の取扱い開始	J:COM	LINE ※2018年7月からSIMロッ ク端末の取扱い開始
対象端末	2015年5月1日以 降発売の端末	2015年4月23日以 降発売の端末	2015年5月1日以 降発売の端末	iOS端末2機種 (iPhone 6s、SE)	iOS端末2機種 (iPhone 6s、SE)	Android端末2機種 (LGS01,arrows M02)	iOS端末1機種 (iPhone SE)
端末購入から 解除可能となる までの期間	2017年5月24日~ 【割賦払】 100日 ※過去に解除したことがある場合、 その時点から100日経過して いれば即解除可能。	2017年8月1日~ 【割賦払】 100日 ※過去に解除したことがある場合、 その時点から100日経過して いれば即解除可能(2017年12 月1日~)。	2017年8月1日~ 【割賦払】 100日 ※過去に解除したことがある場合、 その時点から100日経過して いれば即解除可能(2017年12 月1日~)。	2017年8月1日~ 【割賦払】 100日 ※過去に解除したことがある場合、 その時点から100日経過してい れば即解除可能(2017年12月1 日~)。	【割賦払】 100日 ※対象端末は、一括払いでの購入不可。	制限なし	【割賦払】 100日
	【一括払】 即日	2017年12月1日~ 【一括払】 支払確認後	2017年12月1日~ 【一括払】 支払確認後	2017年12月1日~ 【一括払】 支払確認後			【一括払】 支払確認後
解約後の解除	^{2017年5月24日〜} 解約後100日以内 のみ可	^{2017年12月1日〜} 解約後100日以内 のみ可	所 解約後90日以内 のみ可 のみ可 のみ可 のみ可 のみ可 のみ可 のみ可 のみ可		制限なし	解約後100日以内 のみ可	
中古端末の解除	不可	2017年12月1日~ 不可	不可	不可	不可	可	不可
解除手数料	インターネットによる受付:無料電話による受付: 3,000円店頭受付:3,000円	・インターネットによ る受付:無料 ・店頭受付:3,000円	・インターネットによ る受付:無料 ・店頭受付:3,000円	2017年12月1日~ ・インターネットによる受付:無料 ・電話による受付: 3,000円	・電話による受付: 無料	・インターネットに よる受付:無料	・インターネットに よる受付:無料
自社網を利用 するMVNOでの 利用可否	SIMロック解除をする ことなく利用可能	2017年8月1日以降発 売の端末は利用可能	2017年8月1日以降 発売の端末は利用 可能				

注)2018年8月の「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の改正を踏まえ、中古端末のSIMロック解除に対応することに伴い、上記内容に変更がある見込であるが、 詳細については各社において検討中。 出典:各社HP □ SIMロックが解除された端末の数は、2016年度第1四半期以降に大きく増加している (1四半期当たり平均32%増)。



	NTT ドコモ	KDDI	ソフト バンク	ワイ モバイル	楽天	IIJ	NTT コミュニケー ションス゛	UQ コミュニケー ションス゛	ビッグ ローブ	J:COM	LINE
SIMロック端末 の販売	0	0	0	0	×	×	×	O 6s,SE	O 6s,SE	C LGS01, arrows M02	O SE
SIMフリー端末 の販売	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	0
新品iPhone の販売	0	0	0	O 6s,SE	〇 SE 海外モデル	×	×	O 6s,SE	O 6s,SE	×	O SE
中古iPhone の販売	×	×	×	×	〇 6s CPO端末	×	×	○ 6s リファ-ヒ [*] ッシュ	×	○ 6s リファーヒ゛ッシュ	×
その他中古端 末の販売	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
端末購入補助 施策の実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×
契約データ容 量によって端 末価格が変動	×	×	×	0	×	×	×	0	0	×	×
割賦販売の有無	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	○ F9月27日時 点)

大手携帯電話事業者の販売奨励金等の状況

- □ 大手携帯電話事業者の販売奨励金等の契約代理業者への支払金支出額(各社合計値)は、対前年同期比で減少傾向。
- □ 販売奨励金を端末販売台数(スマートフォンのほかフィーチャーフォン等の台数を含む。)1台当たりで見ると、 対前年同期比で減少傾向。 赤枠内は構成員限り

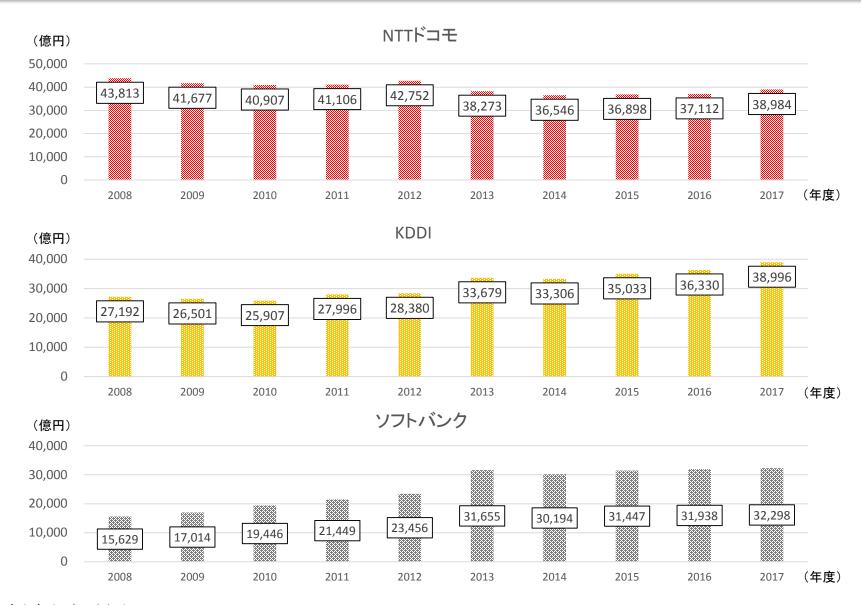
大手携帯電話事業者の端末購入補助の状況

- □ 大手携帯電話事業者の端末の購入を条件とした割引等(各社合計値)について、
 - 通信料金割引は、2016年第1四半期以降減少傾向。
 - ・ 2018年度第1四半期は、前年同期比で、端末購入代金の割引及びその他の経済上の利益のうち、スマートフォンに係るものは増加、それ以外の項目は減少。

赤枠内は構成員限り

5 財務データ

大手携帯電話事業者3社の売上高の推移

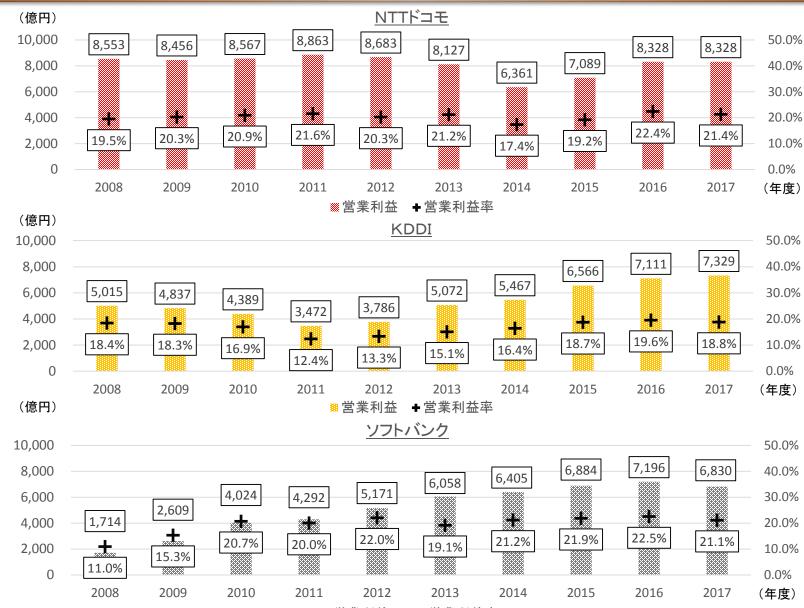


注)使用した売上高は、次のとおり。

【NTTドコモ】 2012年度までは携帯電話事業に係るもの、2013年度以降は通信事業(固定等含む)に係るもの。

【KDDI】 2010年度までは移動通信事業に係るもの、2011年度以降はパーソナルセグメント(固定等含む)に係るもの。

【ソフトバンク】2013年度までは移動通信事業に係るもの、2014年度以降は国内通信事業(固定等含む)に係るもの。

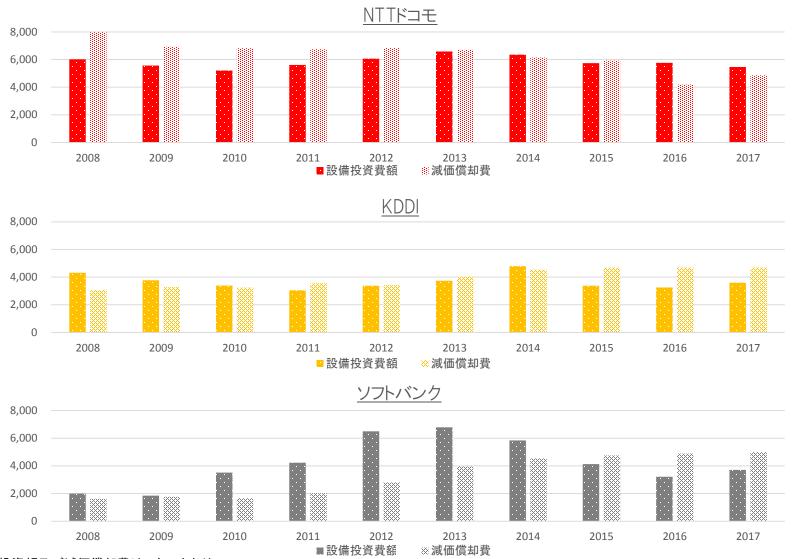


注)使用した営業利益及び売上高は、次のとおり。

※ 営業利益 ◆営業利益率

【NTTドコモ】 2012年度までは携帯電話事業に係るもの、2013年度以降は通信事業(固定等含む)に係るもの。 【KDDI】 2010年度までは移動通信事業に係るもの、2011年度以降はパーソナルセグメント(固定等含む)に係るもの。

【ソフトバンク】2013年度までは移動通信事業に係るもの、2014年度以降は国内通信事業(固定等含む)に係るもの。



注)使用した設備投資額及び減価償却費は、次のとおり。

【NTTドコモ】 2012年度までは携帯電話事業に係るもの、2013年度~2016年度は通信事業(固定等含む)に係るもの。

2017年度は、設備投資額は通信事業(固定等含む)に係るもの、減価償却費は連結。

【KDDI】 2017年度までの設備投資額及び2010年度までの減価償却費は移動通信事業に係るもの。

2011年度以降の減価償却費はパーソナルセグメントに係るもの。

【ソフトバンク】2013年度までは移動通信事業に係るもの、2014年度以降は国内通信事業(固定等含む)に係るもの。

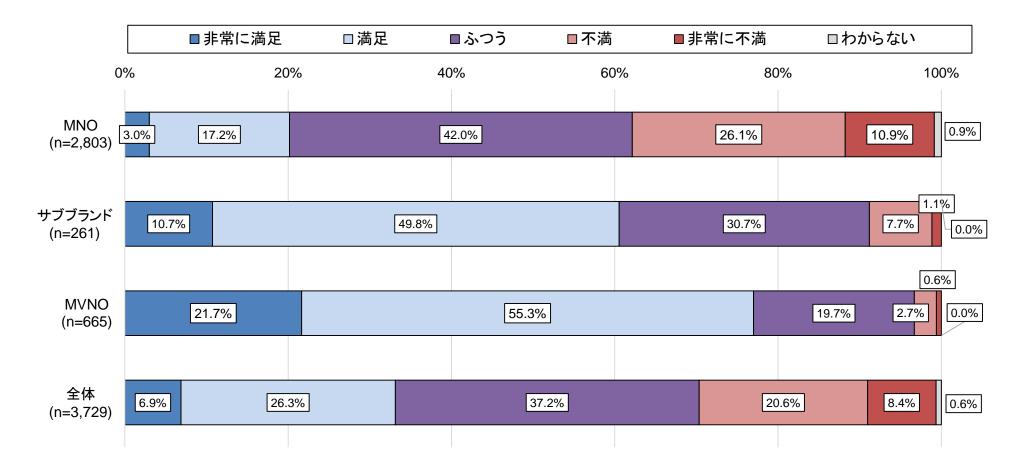
大手携帯電話事業者3社のARPU等の推移



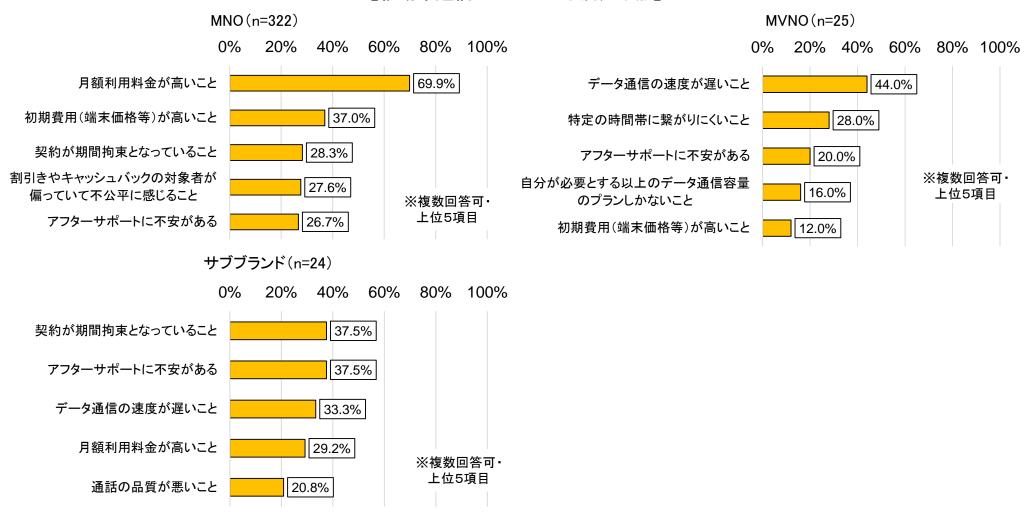
- 注1) 各社のARPUは、各社ごとの基準で算出、公表されているもの。同一の計算方法で算出されたものではない。
- 注2) KDDIについては指標としてARPA(Average Revenue per Account:モバイル契約者1人当たりの月間売上高)を使用しているが、ここでは便宜上ARPUとして記載。
- 生3) 四捨五入表示のため、各ARPUの合計の数値と合計のARPUの数値が合わない場合がある。
- 注4) ドコモはスマートARPU、KDDIは付加価値ARPU、ソフトバンクはサービスARPUも含む。
- 注5) KDDIの2012年度以降のARPUは「パーソナルセグメント」の「au通信ARPU」を使用。音声ARPUからは割引適用額を控除。
- 注6) ソフトバンクの2011年度までのARPUは、通信モジュールを含む。

6 利用者意識

【移動系通信サービスの満足度(料金)】



【移動系通信サービスの不満足な点】



出典:電気通信市場検証会議(第8回。2018年5月25日)資料8-6(1)分析データ集(移動系通信市場)

携帯電話料金の水準に関する利用者意識③

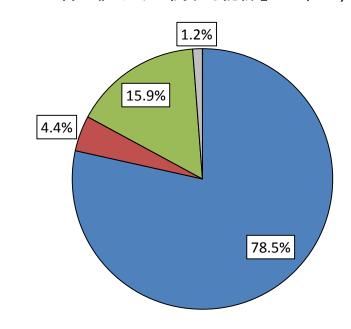
- □ アンケートに回答した全てのMNO及び約半数のMVNOがキャッシュバックを実施しており、還元対象費目を特に設定せずに実施している事業者が多かったほか、昨年度に引き続きMNOのみが他社設定違約金を還元対象費目としていた。還元方法は MNO、MVNOのいずれも同傾向であったが、現金でのキャッシュバックを実施したと回答したMNOはいなかった。
- □ 移動系通信サービスにおける、キャッシュバックと料金値下げに関する認識では、「キャッシュバックの増額よりも通信料金の値下げを優先してほしい」との回答が最も多かった(78.5%)。

【移動系通信事業者におけるキャッシュバックの実施状況】

	MNO	MVNO
アンケート 回答者数	4者	21者
実施事業者数	4者	10者
還元対象費目	・他社設定違約金(1) ・事務手数料(1) ・月額通信料金(1) ・端末機器等代金(1) ・なし(3)	・他社設定違約金(0) ・事務手数料(1) ・月額通信料金(1) ・端末機器等代金(1) ・なし(7)
還元方法	・現金(0) ・商品券等の金券(2) ・料金無償化、割引(1) ・専用ポイント(3) ・その他(1)	・現金(3) ・商品券等の金券(3) ・料金無償化、割引(3) ・専用ポイント(3) ・その他(0)

注:()内の数字は実施している事業者の数。複数回答可。

【移動系通信サービスにおけるキャッシュバックと 料金値下げに関する認識】(n=3,723)



- ■キャッシュバックの増額よりも通信料金の値下げを優先してほしい。
- ■通信料金の値下げよりもキャッシュバックの増額を優先してほしい。
- ■通信料金の値下げとキャッシュバックの増額のどちらが優先でも構わない。
- □その他

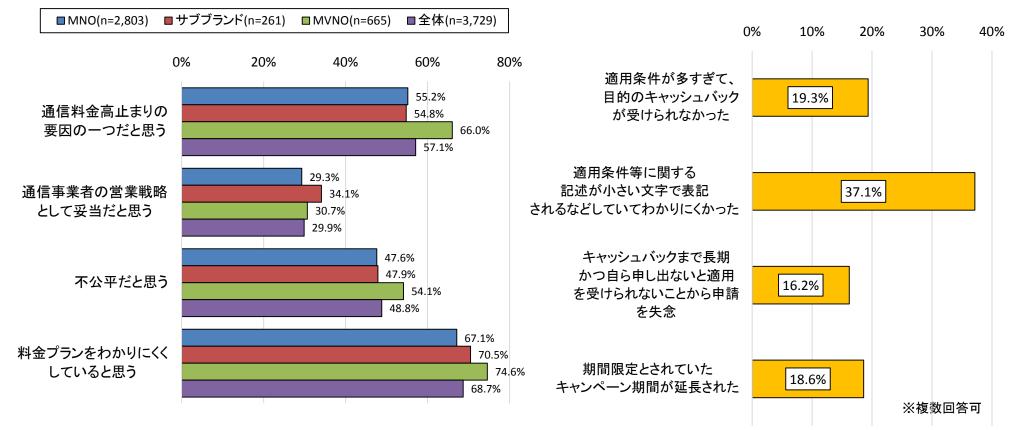
出典:電気通信市場検証会議(第8回。2018年5月25日)資料8-6(1)分析データ集(移動系通信市場)

携帯電話料金の水準に関する利用者意識(4)

- □ キャッシュバックに対する認識では、MVNO利用者において批判的な意見の割合が高い。また、「料金プランを分かりにくくしている」と感じる人の割合は全体で68.7%であり、他の項目に比べ最も高かった。
- □ キャッシュバックに関する利用者の経験では、「適用条件等の表記がわかりにくい」が37.1%で最も多かった。

【キャッシュバックに対する認識】

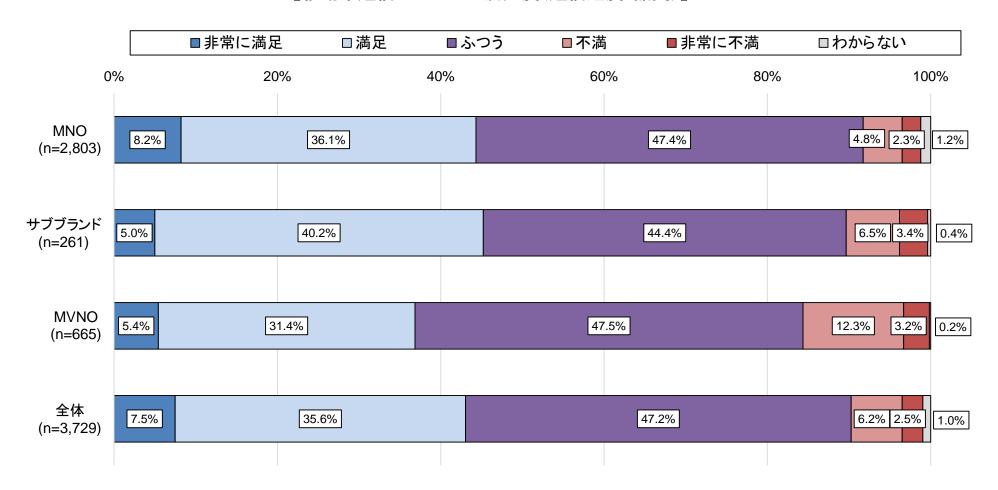
(n=3,747)



※複数回答可

出典:電気通信市場検証会議(第8回。2018年5月25日)資料8-6(1)分析データ集(移動系通信市場)

【移動系通信サービスの満足度(通信速度・品質)】

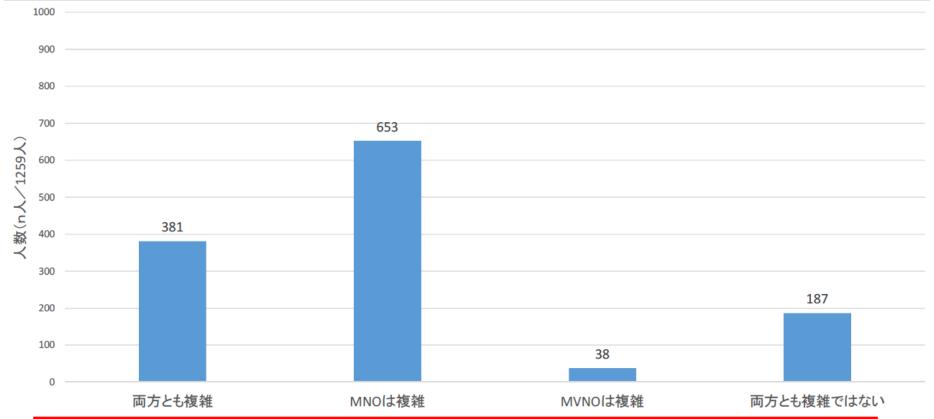


携帯電話の料金プランの理解に関する利用者意識①

Q. MNOの契約プランとMVNOの契約プランのどちらが複雑だと感じますか。

MVNO利用者(MNO使用の経験がある利用者1,259人中)

両方とも複雑	381人	30.3%
MNOは複雑	653人	51.9%
MVNOは複雑	38人	3.0%
両方とも複雑ではない	187人	14.9%



約82%の消費者がMNOは複雑(両方とも複雑も含め)と回答しており、約33%の消費者がMVNOは複雑(両方とも複雑を含め)と回答している。

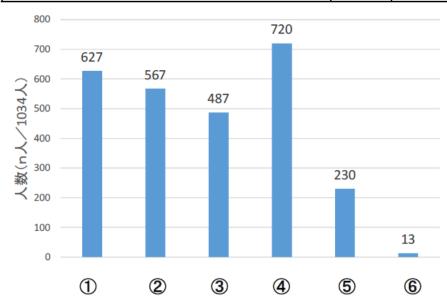
出典:「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)」(2018年6月28日公正取引委員会)別紙2「消費者アンケートの結果(概要)」

携帯電話の料金プランの理解に関する利用者意識②

Q.どのような点でMNO(MVNO)の契約プランが複雑だと思いますか。(いくつでも)

MVNO利用者(MNO使用の経験がありMNOの プランが複雑と感じる利用者1,034人中)

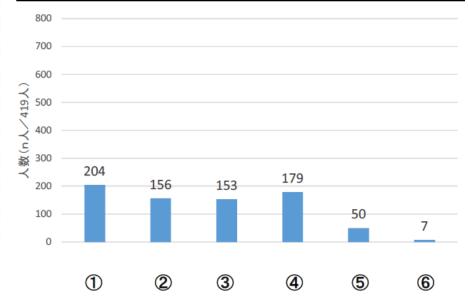
①通信料金が何円になるのかが分かりにくい	627人	60.6%
②将来的に(例えば2年間)支払う合計金額が分かりにくい	567人	54.8%
③違約金(中途解約金)がどのような場合にかかるのかが分かりにくい	487人	47.1%
④契約時のオプションが多く理解しづらい	720人	69.6%
⑤契約時の書類が多い	230人	22.2%
⑥その他	13人	1.3%



約70%の消費者が契約時のオプションが多く理解しづらいと回答している。その他,通信料金(約61%),将来的な合計支払額(約55%),違約金の条件(約47%)と続いている。

MVNO利用者(MNO使用の経験がありMVNOのプランが複雑と感じる利用者419人中)

①通信料金が何円になるのかが分かりにくい	204人	48.7%
②将来的に(例えば2年間)支払う合計金額が分かりにくい	156人	37.2%
③違約金(中途解約金)がどのような場合にかかるのかが分かりにくい	153人	36.5%
④契約時のオプションが多く理解しづらい	179人	42.7%
⑤契約時の書類が多い	50人	11.9%
⑥その他	7人	1.7%

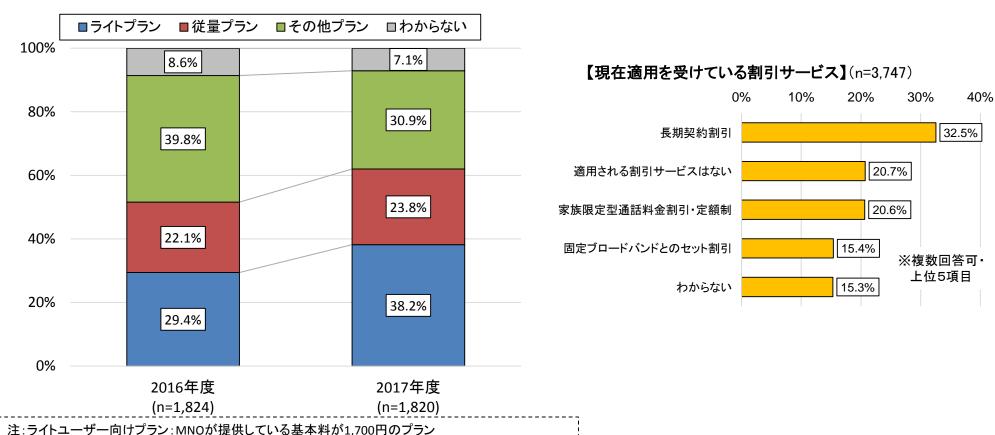


約49%の消費者が通信料金が何円になるのかが分かりにくいと回答している。その他、オプション(約43%)、将来的な合計支払額(約37%)、違約金の条件(約37%)と続いている。

出典:「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)」(2018年6月28日公正取引委員会)別紙2「消費者アンケートの結果(概要)

- □ MNO利用者の7.1%が、どの音声プランを自分が契約しているのかわからないと回答。
- □移動系通信サービス利用者の15.3%が、どの割引サービスを自分が受けているのかわからないと回答。

【音声プランの選択状況】

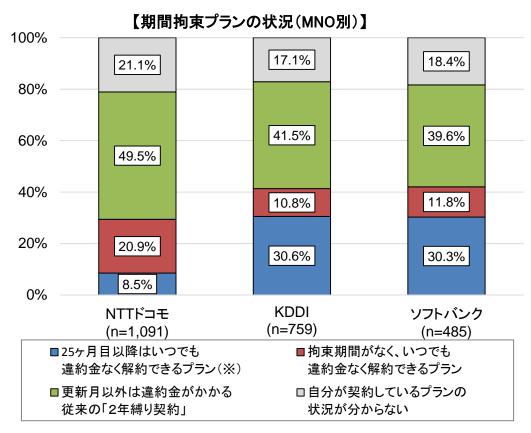


#:ライトユーザー向けフラン:MNOが提供している基本料が1,700円のフラン 例)カケホーダイライトプラン(NTTドコモ)、スーパーカケホ(KDDI)、スマ放題ライト(ソフトバンク) 従量プラン:MNOが提供している通話料が従量制(一部無料)基本料が1,000円未満のプラン

例)シンプルプラン(NTTドコモ)、LTEプラン(KDDI)、ホワイトプラン(ソフトバンク)

出典:電気通信市場検証会議(第8回。2018年5月25日)資料8-6(1)分析データ集(移動系通信市場)

□MNO利用者の約2割が、どの期間拘束プランを自分が契約しているのかわからないと回答。



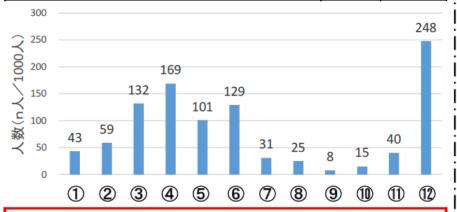
※ NTTドコモが提供するプラン(「フリーコース」)は、期間拘束の更新月に選択可能。KDDIが提供するプラン(「誰でも割ライト」)及びソフトバンクが提供するプラン(「二年契約(フリープラン)」)は、期間拘束の更新月及び新規契約時選択可能。

携帯電話の料金プランの理解に関する利用者意識(5)

Q.毎月(2年間)に支払う携帯料金が何円安くなる場合, MNOからMVNOに契約を乗り換えますか。

MNO利用者(月額料金を示された利用者1,000人中)

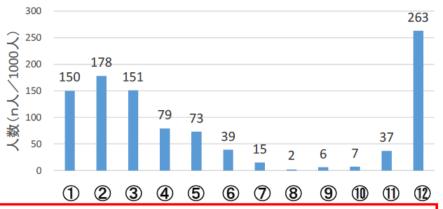
①0円以上~1,000円未満	43人	4.3%
②1,000円以上~2,000円未満	59人	5.9%
③2,000円以上~3,000円未満	132人	13.2%
④3,000円以上~4,000円未満	169人	16.9%
⑤4,000円以上~5,000円未満	101人	10.1%
⑥5,000円以上~6,000円未満	129人	12.9%
⑦6,000円以上~7,000円未満	31人	3.1%
⑧7,000円以上~8,000円未満	25人	2.5%
⑨8,000円以上~9,000円未満	8人	0.8%
⑩9,000円以上~10,000円未満	15人	1.5%
⑪10,000円以上	40人	4.0%
⑫何円であっても乗り換えない	248人	24.8%



最頻値は何円であっても乗り換えないを除くと、3,000円から 4,000円

MNO利用者(2年間の総額を示された利用者1,000人中)

①0円以上~24,000円未満	150人	15.0%
②24,000円以上~48,000円未満	178人	17.8%
③48,000円以上~72,000円未満	151人	15.1%
④72,000円以上~96,000円未満	79人	7.9%
⑤96,000円以上~120,000円未満	73人	7.3%
⑥120,000円以上~144,000円未満	39人	3.9%
⑦144,000円以上~168,000円未満	15人	1.5%
⑧168,000円以上~192,000円未満	2人	0.2%
⑨192,000円以上~216,000円未満	6人	0.6%
⑩216,000円以上~240,000円未満	7人	0.7%
⑪240,000円以上	37人	3.7%
①何円であっても乗り換えない	263人	26.3%

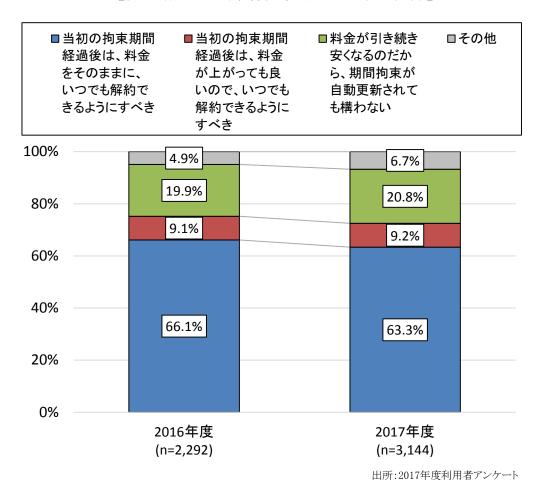


最頻値は何円であっても乗り換えないを除くと, 24,000円から 48,000円

出典:「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)」(2018年6月28日公正取引委員会)別紙2「消費者アンケートの結果(概要)」

□移動系通信サービス利用者の63.3%が、「当初の期間拘束経過後は、料金をそのままに、いつでも解約できるようにすべき」と回答。

【拘束期間の自動更新に関する利用者の認識】



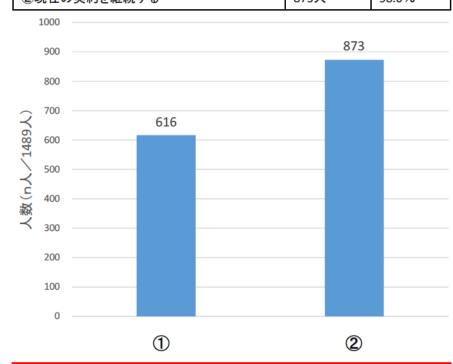
出典:電気通信市場検証会議(第8回。2018年5月25日)資料8-6(1)分析データ集(移動系通信市場)

違約金に関する利用者意識

Q.あなたはX円安くなるのであればMNOからMVNO(別のMVNO)に契約を乗り換えると回答しました。その価格(X円安い価格)で(他の)MVNOが通信サービスを提供しているとします。乗り換えるためには9,500円(10,000円前後)の違約金(中途解約金)を支払う必要がある場合,通信会社を乗り換えますか。

MNO利用者(乗換えの可能性のある利用者1,489人中)

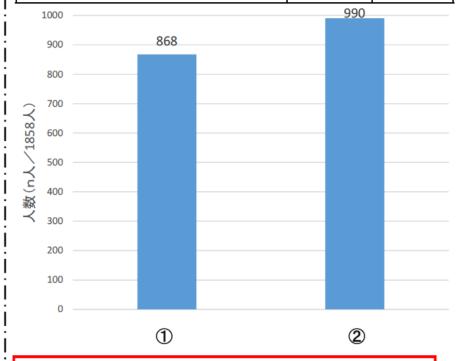
①現在の契約を解除してMVNOの安いプランで契約する	616人	41.4%
②現在の契約を継続する	873 J	58.6%



現在の契約を継続すると約59%の消費者が回答している。

MVNO利用者(乗換えの可能性のある利用者1,858人中)

①現在の契約を解除して他社の安いプランで 契約する	868人	46.7%
②現在の契約を継続する	990人	53.3%

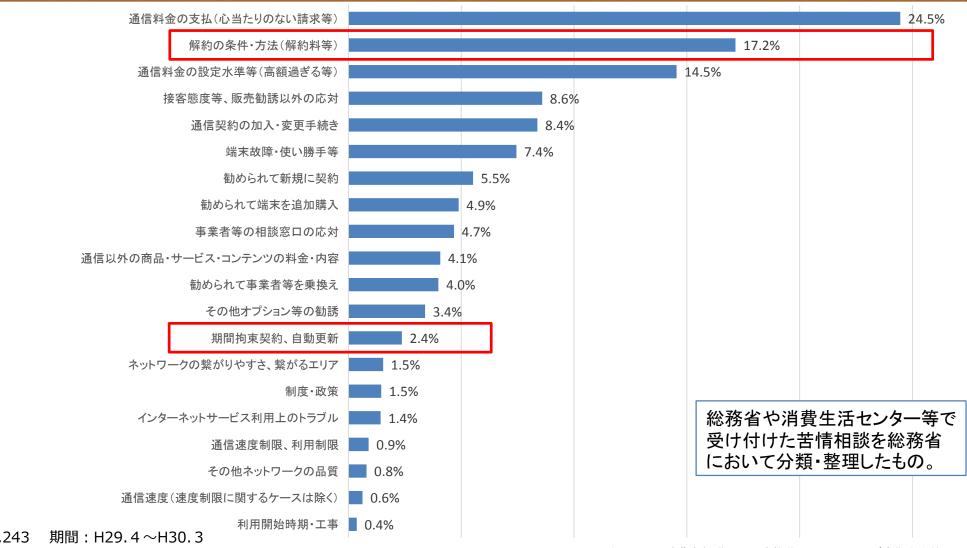


現在の契約を継続すると約53%の消費者が回答している。

出典:「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)」(2018年6月28日公正取引委員会)別紙2「消費者アンケートの結果(概要)」

大手携帯電話事業者に係る主な苦情相談の項目

- □通信料金に関しての苦情相談と解約の条件・方法に関しての苦情相談が比較的高い比率を占める。
- □端末やオプションサービスに関する苦情相談も一定の比率で存在。



N=6,243

※複数選択のため、合計は必ずしも100%にならない。不明やその他はグラフから除外している。

2018年6月28日消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合第5回 「【参考】苦情相談の傾向分析の結果について(32p)」より

公正取引委員会報告書(抜粋) 一総額表示関連一

「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)」

6 競争政策上の考え方

(1)通信と端末のセット販売

通信役務の料金や端末の販売価格について, 値引きやキャッシュバックが行われることは, 価格競争の表れであり, それ自体は望ましいことである。

しかし,通信と端末のセット販売において端末代金を大幅に値引く販売方法は,端末の大幅な割引に誘引される消費者をそのような販売方法を採ることが可能なMNO3社との契約へ誘引するため,MVNOに対し,MNOは競争上優位な地位を獲得する。この点,総務省は過度の端末購入補助の是正に取り組んでおり、これは電気通信事業法の趣旨・目的に沿ったものであるとともに、MVNOの競争環境の確保の観点からも評価できるものである。

端末市場において、MNO各社が販売する端末のシェアは約9割であり、また、前記販売方法がMNO各社によって並行して採られているという状況を踏まえれば、前記販売方法が、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占等)。この場合、MNO相互の意思の連絡が無く、MNO各社の個別の判断に基づくものであったとしても、それぞれの行為が独占禁止法上問題となるおそれがある。

なお,通常,販売代理店が独自の判断において行う端末代金の割引やキャッシュバックは独占禁止法上問題となるものではないが,販売代理店が,端末をその提供に要する費用を著しく下回る価格で販売するなどにより,「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(平成21年12月18日 公正取引委員会)で示されている事項を満たす場合は,独占禁止法上問題となるおそれがある(不当廉売)。

また,端末の本来の価格として表示された価格での販売実績がないなど,根拠のない価格からの大幅な値引き額や値引き率を 強調することで,他の事業者に係るものよりも著しく有利であると消費者を誤認させ不当に誘引する場合には,景品表示法上問題と なるおそれがある。

消費者アンケートの結果によると、実際のMVNO利用者の割合と消費者の選好との間に乖離が生じている可能性があり、その要因の一つとして、消費者が契約内容やその負担額の大きさについて情報が不十分なため、本来の選好に沿った選択がなされていないことが考えられる。すなわち、①MNOの契約プランを複雑と感じる消費者が多数で、MNOの実際の契約プランは一定期間にかかる費用総額のイメージが理解しづらい、②消費者は、割引額を長期間の累積した金額で示されると誘引されやすい(実質的に同じ金額でも、短期間の金額で示された割引額を過少評価する)傾向がある、という状況において、MNOと契約した場合の一定期間の費用総額のイメージを持てないまま、一括で示される端末値引き額の大きさに誘引されて、本来の選好に沿った選択をできていない消費者がいる可能性がある。

消費者の商品・役務の選択は、個々の消費者の選好を反映して行われることが望ましく、MNO各社は少なくとも期間拘束契約を する場合には、当該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい。また、 契約の更新時においても同様に、更新後の拘束期間中において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費 者に示すことが望ましい。

公正取引委員会報告書(抜粋) 一期間拘束関連一 「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30 年度調査)」

6 競争政策上の考え方

(2)期間拘束・自動更新付契約(いわゆる「2年縛り」)

2年縛りについて、MNO各社は契約期間の縛りのない価格から値引きをする代わりに2年間の利用を約束してもらう(中途解約する場合には契約解除料を払ってもらう)プランであるなどと説明している。独占禁止法の観点からは、2年縛りのないプランの料金が2年縛りを正当化するためだけに名目上設定されたもので、実体のある価格と認められず、全体としてみて利用者を2年間拘束すること以外に合理的な目的はないと判断される場合に、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

また、2年縛りを自動更新することについては、その趣旨を理解又は納得できずに不満を持つ消費者が多く(例:10 年以上も使ったのに契約解除料を請求された)、これは消費者の利益とはなっていない。2年縛りの自動更新が実質的に消費者を拘束すること以外に合理的な目的はないと判断される場合に、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

(3)将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提としたプログラム(いわゆる「4年縛り」)

4年縛りのプログラムは、負担なくプログラムの解約等を行うことができる期間がなく、一度これを選択してしまうと、端末下取り及び同プログラムの再契約以外の選択をしようと考えても、端末が高額になるほど消費者にとってその際の実質的な負担が大きい。同プログラムが、消費者の契約変更を断念させることで消費者の選択権を事実上奪うものと判断される場合であって、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

また、4年縛りは、あたかも端末を半額で購入できるかのような印象を与えることも懸念され、4年縛りのプログラムの表示の仕方 や、店舗での実際の説明の仕方によっては、消費者がプログラムのメリット・デメリットを十分に理解しないままに契約してしまう可能 性があることから、その表示や説明の内容・方法によっては、他の事業者に係るものよりも著しく有利であると消費者を誤認させ不当 に誘引する場合には、景品表示法上問題となるおそれがある。

7 総務省等におけるこれまでの取組

通信料金の適正化、サービスの改善に向けて、ネットワーク提供条件の同等性確保、中古端末の国内流通促進、利用者の自由なサービス・端末選択の促進の3つの柱を通じて、モバイル市場の公正競争の更なる促進を図る。

<主な課題とそれに対する施策の提言>

ネットワーク提供条件の 同等性確保

- ●関連MVNOやサブブランドの料金・品質(速度)の妥当性
- →MNOの料金とコストの関係、MNOグループ内の「ミルク補給」を検証。
- →MNOがトラヒックの不当な差別的取扱い を行わないことを担保(省令改正)。
- 接続料算定の適正性
- →BWAサービスの提供のためにも用いる設備のコスト算定の厳正化(KDDI・ソフトバンクに対し3月22日に文書手交)。
- 事業者間移転 (MNP) の円滑化
- →事業者間移転時に移転元からの引き止め機会のない手続が可能となるよう、 MNOにおけるウェブによる手続を実現 (ガイドラインに明示)。
- ●MNOの迷惑メール設定における MNOとMVNOの同等性
- →MVNOからのメールが受信拒否されない ための基準をMVNOに提示するよう MNOに要請。

中古端末の

国内流通促進

- ●中古端末の国内市場への流通
 - →MNOによる中古端末の国内市場での 販売制限が業務改善命令の対象となることを明確化(ガイドラインを策定)。
- ●中古端末のSIMロック解除
 - →MNOが中古端末のSIMロック解除に 応じることを確保(ガイドラインを改 正)。
- ●中古端末の国内取引市場の形成
 - →幅広く安心して取引ができる中古端末 の取引市場の形成・発展に向けた関 係者間の協力を後押し。
 - →中古端末や修理部品の格付けについて、民間の共通指針の策定を後押し。
 - →関係者による中古端末の流通阻害要 因の排除に向けた取組(盗品の排除 等)を後押し。
 - →MNOにおける盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開を実現。

利用者の自由な サービス・端末選択の促進

- ●利用者の利用期間拘束
- →2年契約満了時点までの違約金及び25 か月目の料金のいずれも支払わない解約 を、MNOにおいて実現。
- →MNOに対し、自動更新の有無による提供 条件の格差の縮小について検討を要請。
- →残債免除等施策の提供条件について、 消費者保護ガイドラインにおいて契約前 説明の対象と明示。
- ●利用者による利用実態に合わせた サービス選択
- →過去の利用実績等に基づき利用金額が 適正となる料金プランの例を利用者に案 内するようMNOに要請。
- ●MNOから販売店への値引き等に関する実質的指示等
- →MNOによる販売店に対する端末代金の 販売価格やその値引き額の実質的指示 は、業務改善命令の対象となることを明 確化(ガイドラインを策定)。
- →公正取引委員会との連携を図る。

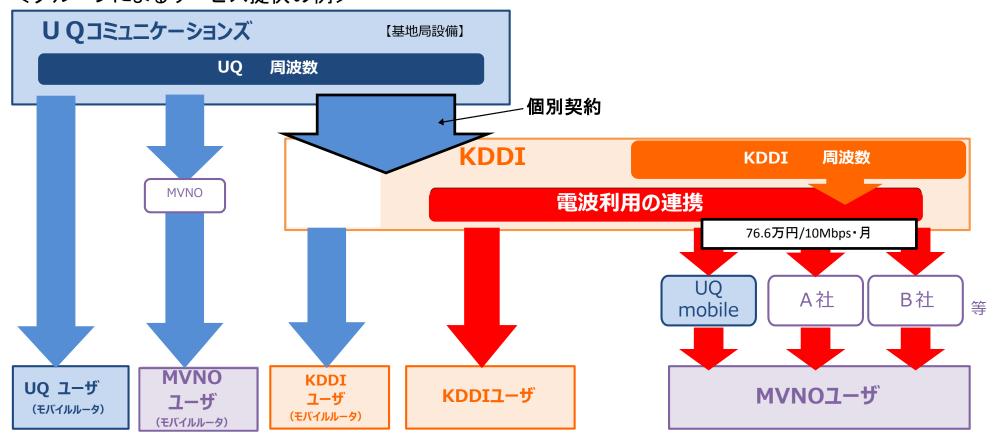
○アウトプットに関して、フォローアップのための体制を立ち上げ。公正取引委員会等との連携を図る。

グループ内外へのネットワーク提供条件の同等性確保

「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書において、以下の指摘があった。

- □ サービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱や競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか、検証が必要。
- □ ネットワーク提供について、透明性と公平性等を確保するため、特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、BWA事業者へ第二種指定電気通信設備制度の適用を検討することが必要。
- □ MNO がトラヒックの不当な差別的取扱いを行わないことを担保することが必要。 →MNOがネットワーク管理において不当な差別的取扱いをしないことを接続約款に明記することを内容と する事業法施行規則の改正案について情報通信行政・郵政行政審議会より答申。10月改正予定。

<グループによるサービス提供の例>



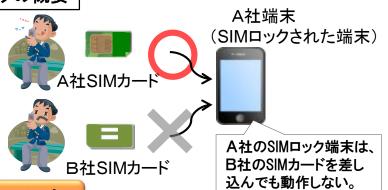
I 「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」 概要

『成30年8月最終改正

趣旨

□ 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に向けて、電気通信事業法第29条の規定の考え方に 照らし、基本的な考え方及び事業者等がSIMロックを解除する際に留意すべき事項を整理するもの

SIMロックの概要



- ■「SIMロック」とは、携帯電話事業者が、(自社の SIMカード等)特定のSIMカードが差し込まれた場 合にのみ動作するよう設定された端末上の制限
- 利用者が携帯電話事業者を乗り換える際、SIM ロックがなされたままでは端末を使用できないため、新たに端末を購入することが必要。

具体的な内容

- ① 事業者が、正当な理由なく、端末の流通・販売を制限することや、端末の販売価格やその値引き額 を実質的に指示することは、電気通信事業法に基づく改善命令の要件に該当しうる。
- ② 事業者は、<u>平成27年5月1日以降の発売に係る端末(中古端末を含む。)について、原則としてSIM</u> <u>ロック解除(※1)に応じる(※2)</u>。
 - ※1 以下のア及びイに該当する場合は、必要最小限のSIMロック解除の制限を許容
 - ※2 利用者からの請求に応じて行うSIMロック解除は原則として無料で実施すること等についてガイドラインに明記
- ③ 自社ネットワークを利用するMVNOサービスを対象とするSIMロックは、※2の必要最小限の措置に は該当しない。
- ④ 役務契約の解約時等にSIMロック解除について利用者に説明を行う。
- ⑤ SIMロック以外の機能制限についても、SIMロック解除時に併せて解除できるよう努める。

等

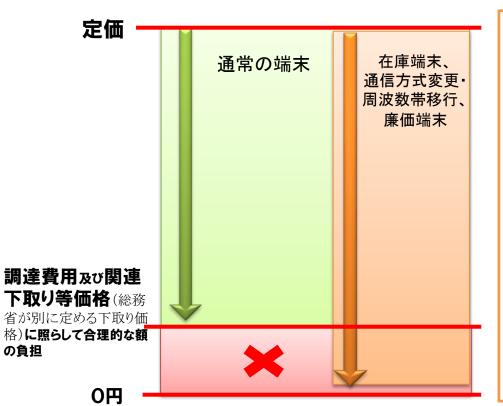
「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」 II「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」 概要

趣旨

- □ 大手携帯電話事業者による、MNP等により端末を購入する一部の利用者への行き過ぎた 端末購入補助の適正化により、
 - ▶高止まりしている通信料金の低廉化
 - ▶端末購入補助を受けない長期利用者等との公平性の確保
 - ➤低廉なMVNOサービスの一層の普及 を図る。

端末の実質負担のイメージ

端末購入補助の内容



- スマートフォン購入又はMNP※を条件とする
 - ▶携帯電話の通信料金割引
 - ▶スマートフォンの購入代金割引
 - ▶キャッシュバック・商品券・ポイント等
- スマートフォンの販売又はMNP[※](臨時増額に限る)に応じて販売店に支払う金銭(販売奨励金)
- スマートフォンの購入者にその購入を条件として提供 する経済上の利益のために使うことを事業者が販売店 に対して実質的に指示する金銭

(対象とするもの)

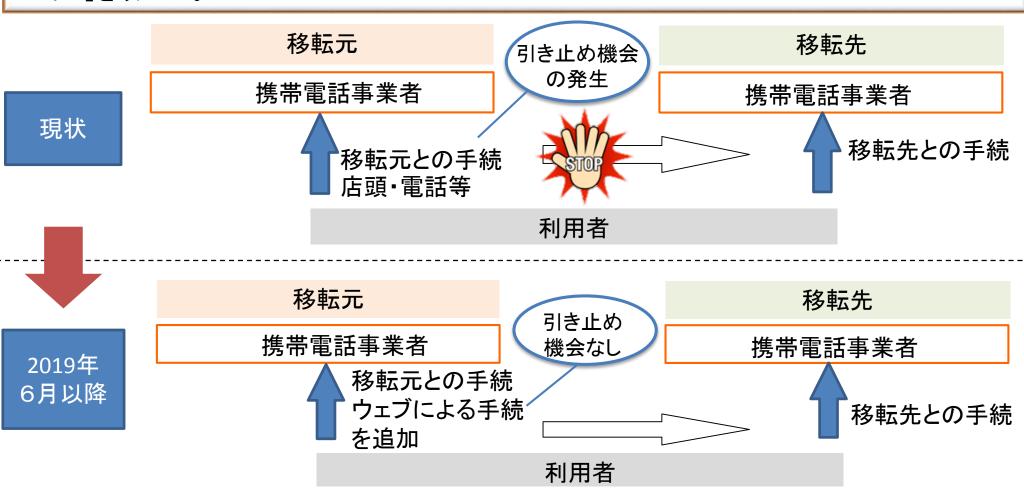
※端末購入を伴わないSIMのみ契約は除く

- 他の物品・役務とのセット割引
- データ通信量の無料増量

(対象外とするもの)

- 下取りによる割引等(中古市場での一般的な買取価格を著しく超える場合は、超える部分は対象)
- 期限の定めがなく継続的に提供される割引等

- □「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」において、移転元事業者による引き止め機会のないMNP *1を可能とすべく、ウェブによるMNP手続を実現することが有効である旨指摘された。
- □ 当該指摘を受け、2018年8月28日、「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」を改正※2。



- ※1 MNP (Mobile Number Portability):電話番号を変更せずに携帯電話事業者を乗換える制度。2006年10月より開始。
- ※2 「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン(2004年5月28日策定)」の一部を改正し、名称を変更。

(2018年10月1日時点)

端末代金48回割賦支払

プログラム料の支払

端末C

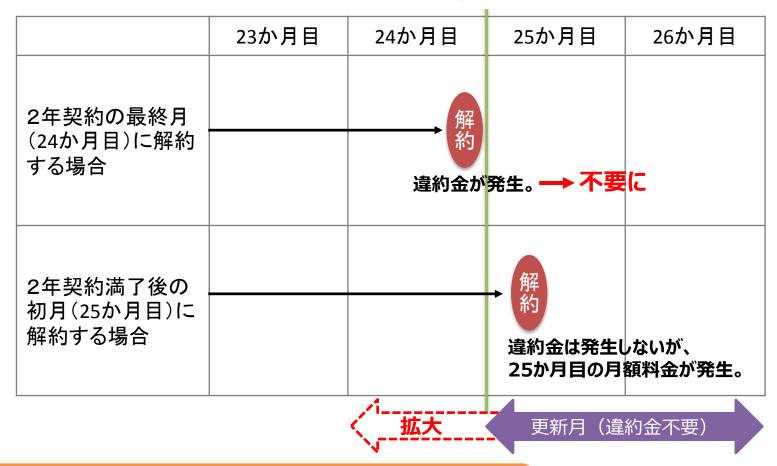
- □ 2017年、KDDI(7月)及びソフトバンク(9月)は、**指定端末の48回割賦での購入**及び**指定料金プランへの加入**を加入 条件としたオプションプログラムを提供開始。
- □ 以下の条件を満たした場合に、旧端末の割賦残債(最大2年分)が免除される。
 - ①指定端末を一定期間利用後、**新たに端末※を購入し、機種変更をする**こと。
 - ② 旧端末を下取りに出すこと
 - ③機種変更後も**新端末について同様のプログラムに加入**すること
- 」 総務省では、「4年縛り」と呼ばれる残債免除プログラムの提供条件について、大手携帯電話事業者や販売代理店による**契約前** 説明の対象とするガイドライン改正を2018年8月に実施(「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」)。

0か月目 1か月目 24か月目 25か月目 49か月目 50か月目 74か月日 指定端末 A 購入(48回割賦) 端末代金48回割賦支払 プログラム料の支払 残債免除 端末A 条件②:端末A下取り プログラムに加入 条件①:端末B*に機種変更 条件③:再度プログラムに加入 端末代金48回割賦支払 プログラム料の支払 端末B 残債免除 条件②:端末B下取り 条件①:端末C*に機種変更 条件③:再度プログラムに加入

※ KDDIは、端末の指定なし。ソフトバンクは、プログラム指定の端末を購入する必要あり。

□ MNOによる期間拘束(いわゆる「2年縛り」)契約を契約満了時点又はそれまでに違約金や25か月目の料金の支払いなしに解約できるようにするよう行政指導(2018年6月6日)。

2年契約満了





2年契約満了時点までの違約金支払いのない解約の実現

利用者による利用実態に合わせたサービス選択

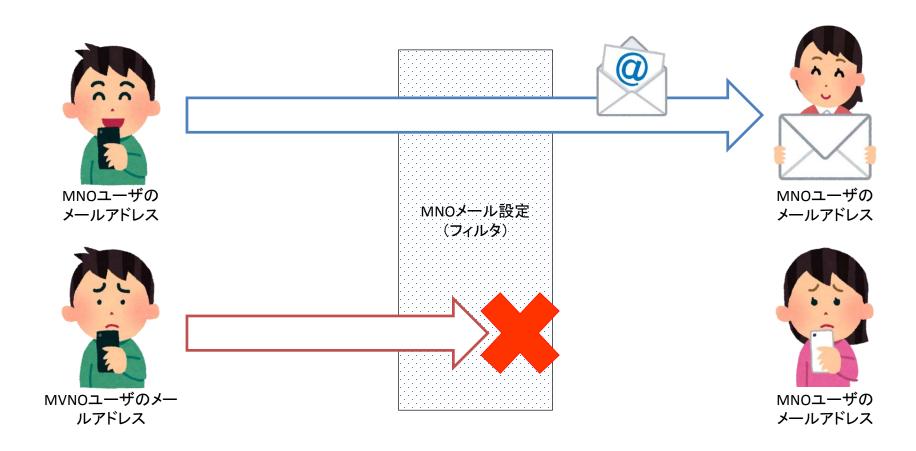
- □ スマートフォンのデータ通信量について、実際の使用量は約半数のユーザで2GB未満だが、1GBや 2GBのプランを契約しているユーザは2割程度にとどまっており、利用実態と契約プランとの間で乖離が 生じている(2018年6月末時点)。
 - →乖離が生じている利用者に対して、過去の利用実績等に基づき、利用金額が適正となる料金プラン例 を案内するよう、2018年6月、行政指導を実施。 赤枠内は構成員限り

3社合計

契約毎のデータ通信量の分布

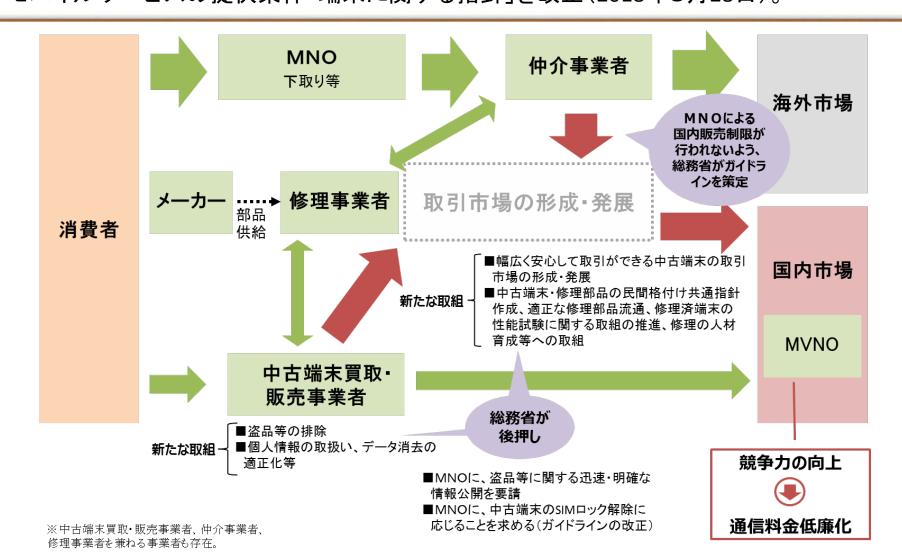
料金プラン別契約数

□ メールの受信に必要なセキュリティ基準をMVNOに提示するようMNOに要請。 →2018年6月6日付けで書面による行政指導を実施。



中古端末の国内流通の促進

- □ MNOによる中古端末の国内流通制限を禁止するため、ガイドラインを改正する。
- □ MNOによる中古端末のSIMロック解除の実施を確保するため、ガイドラインを改正する。
 →「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を改正(2018年8月28日)。



モバイル市場の公正競争促進に関する大手携帯電話事業者への指導等

モバイル通信市場の公正競争促進に向けて措置すべき事項について(指導)(2018年6月6日実施)

1 携帯電話番号ポータビリティ(MNP)の円滑化

MNPに際して、移転元事業者による強引な利用者の引き止めが生じないよう、対面や電話による利用者への対応等、利用者の引き止め機会となる手続を行わずに事業者間移転が可能となる手続を確保されたい。この趣旨から、貴社において、移転元事業者として、ウェブによるMNP手続が行われていない場合には、これが行われるよう平成31年5月末までに措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

2 加入者管理機能(HLR/HSS)連携機能の提供に係るMVNO の費用負担

HLR/HSS連携機能の提供に関してMVNOからの要望により協議を行うに際しては、MVNOが負担する金額並びにその根拠及び適正性に関する説明を当該MVNOに対し書面により行うこととし、その実施実績について、本年度のものについては、平成31年3月末までに、平成31年度のものについては、平成32年3月末までに、それぞれ報告されたい。

3 貴社の迷惑メールフィルタ設定

自社からのメールが受信拒否メールとして扱われないことを要望するMVNOに対しては、<u>貴社において設けるセキュリティ確保のための要件を満たす場合にはこれに応じるとともに、この要件となる基準を当該MVNOに提示すること</u>とし、その対応状況について、<u>本年度のものについては、平成31年3月末までに、平成31年度のものについては、平成32年3月末までに、それぞれ報告されたい。</u>

4 ネットワーク利用制限の対象端末に関する迅速かつ明確な情報公開

端末代金の支払状況について、その支払い又は不払いが確認された翌々日までにネットワーク利用制限の対象端末に関する情報公開用ウェブサイトに反映されるよう本年12月末までに措置を講ずることとし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

5 利用者契約における利用期間拘束

利用期間拘束及びその自動更新を伴う契約について、<u>平成31年3月末までに、契約期間満了時点又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わずに解約することができるよう措置を講ずること</u>とし、その取組状況について本年6月末までに報告されたい。また、措置を講じた後、速やかにその旨報告されたい。

6 利用者による利用実態に合わせたサービス選択

利用者がその利用実態に応じたサービス選択をできるよう、<u>平</u> 成31年3月末までに次の措置を講ずることとし、その取組状況に ついて本年6月末までに報告されたい。また、その実現後、速や かにその旨報告されたい。

- ① <u>データ使用量と契約している料金プランに乖離が生じている</u> 利用者に対して、過去の利用実績等に基づき、利用金額が 適正となる料金プランの例を案内すること。
- ② 契約時以外での料金プランの見直しに関する相談の機会を充実させる等、利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策を実施すること。

モバイル市場の公正競争促進に関する大手携帯電話事業者への指導等

モバイル通信市場の公正競争促進に向けた検討等について(要請)(2018年6月6日実施)

1 帯域幅の柔軟な変更の可能性

柔軟な帯域幅変更について、MVNOからの要望状況 並びに現時点で考えられる検討課題及び対応可能 性について本年6月末までに報告するとともに、今後 MVNOから要望があった場合には、検討課題を抽出し、 対応可能性について検討することとし、その検討結果 について遅滞なく報告すること。

2 音声卸料金の低廉化等

音声卸料金の低廉化等について、MVNOからの要望 状況並びに現時点で考えられる検討課題及び対応 可能性について本年6月末までに報告するとともに、 今後MVNOから要望があった場合には、検討課題を 抽出し、対応可能性について検討することとし、その 検討結果について遅滞なく報告すること。

3 キャリアメールの転送サービス

キャリアメールの転送サービスについて、MVNOからの要望状況並びに現時点で考えられる検討課題及び対応可能性について本年6月末までに報告するとともに、今後MVNOから要望があった場合には、検討課題を抽出し、対応可能性について検討することとし、その検討結果について遅滞なく報告すること。

4 利用者契約における利用期間拘束

利用期間拘束の自動更新の有無による利用者への 提供条件の格差を縮小することについて検討し、その 検討結果について本年6月末までに報告すること。

5 月途中の解約時における日割計算

月単位で設定している利用者料金に関し、利用者が必要以上に費用を負担することがないよう、<u>月途中の解約時における日割計算の実施について、各種料金ごとにその妥当性・可能性を検討</u>し、その検討結果について本年6月末までに報告すること。

KDDI株式会社に対する行政指導(2018年6月6日) (MVNOにおけるテザリングの早期実現について)

- □ 総務省はKDDI株式会社に対し、MVNOにおけるテザリングの早期実現と実現時期の速やかな明示を指導。
- □ 2018年10月末より、ケイ・オプティコムでは、iPhone・iPad端末でのテザリングが可能となる見込み。
- □ MVNOにおいて<u>テザリングができない状態</u>が続くことは、MVNOと二種指定設備設置事業者の間、 MVNO間で同等の条件で競争ができない状態</u>を放置することになる。
- □ この点、2018年4月まで開催したモバイル市場の公正競争促進に関する検討会の議論において、<u>KDDI</u> <u>及びソフトバンクのネットワークを利用するMVNOのサービスではテザリングができない場合がある</u>ことが明らかになった。
- □ この課題については、ソフトバンクのネットワークでは2018年4月以降、実現が図られたものの、<u>KDDIの</u> <u>ネットワークを利用する一部のMVNOでは、iPhone・iPad端末において未実現</u>のままとなっていた。
- □ このため、MVNOの利用者によるテザリングの早期実現を図り、また、テザリングの実現時期をMVNOに 提示する必要があることから、総務省は、6月6日、KDDIに対して、早期実現と実現時期の速やかな明示を 指導した。
- □ 7月23日付けの<u>ケイ・オプティコム</u>の発表によれば、KDDIのネットワークを利用したMVNOのサービスにおいて、<u>iPhone・iPad端末でのテザリングが可能</u>となるとのことである(10月末予定)。

携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)



通信役務市場の競争

【通信と端末のセット販売】

- ★ 通信と端末のセット販売において端末代金を大幅に値引く販売方法により、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ 端末の本来の価格として表示された根拠のない価格からの大幅な値引き額等を強調して消費者を不当に誘引する場合には景品表示法上問題となるおそれ

【中古端末の流通】

- ★ MNOの下取り端末について、販売先事業者による国内流通を制限し、MVNOを排除することは、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ MNOの下取り端末を販売する際に特定事業者のみ著しく不利な 条件で販売することは、独占禁止法上問題となるおそれ

【MVNOとの取引における差別取扱い】

★ MNOが特定のMVNOに対してのみ著しく有利な価格・条件で接続 することなどにより、当該MVNO以外のMVNOの事業活動を困難にさ せる場合は独占禁止法上問題となるおそれ

【期間拘束・自動更新付契約(2年縛り)】

★ 2年縛りやその自動更新が実質的に消費者を拘束すること以外に合理的な目的はないと判断され、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ

【将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提とした プログラム(4年縛り)】

- ★ 4年縛りが消費者の選択権を事実上奪い、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ
- ★ 4年縛りは端末を半額で購入できるかのような印象を与えることも懸念され、店舗での説明等が不十分であり、消費者を不当に誘引する場合には景品表示法上問題となるおそれ

【SIMロック】

★ SIMロックを設定することに合理的な説明がつくとは考えにくく、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ

スイッチングコストを高める行為,消費者を不当に誘引する行為等の組み合わせにより,競争者排除効果が増幅し、独占禁止法上問題となるおそれが一層高まる

消費者の選択が機能するための望ましい対応

(基本的考え方)

市場において事業者の十分な競争が行われるためには、消費者による合理的な商品・役務の選択が機能することが重要な要素である

(望ましい対応)

- 消費者が契約期間中に支払う通信料金と端末代金の費用総額の目安の提示(新規契約及び契約更新時)
- MNOの販売方法(通信と端末のセット販売, 2年縛り等)は消費者に とって複雑なものとなっているため、このような契約プランの改善
- 消費者の利用状況を踏まえた、最適なプランの提示

MVNOの競争環境を確保するために望まれる制度上の対応

(基本的考え方)

MVNOがMNOの競争者として機能するため、MNOが接続料を引き下げ、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブとなるような制度設計が必要

(望ましい対応)

- 接続料等の周波数割当への活用
- 接続料の検証における一層の透明性の確保
- 接続料の予見性の確保